

令和５年度社会福祉推進事業
社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業
事業報告書

令和６年３月

PwC コンサルティング合同会社

概要

社会福祉法人の合併、事業譲渡、事業譲受（以下「事業譲渡等」という。）については、厚生労働省が令和２年度に「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」及び「合併・事業譲渡等マニュアル」（以下「ガイドライン等」という。）を策定したが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、昨今、社会福祉法人の事業譲渡等の状況にも変化が生じているものと考えられる。こうした状況下においても、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を継続するため、特に事業譲渡等を実施する際には社会福祉法人の設立意義や公益性・非営利性を担保した上で実施していくことが望まれる。以上の背景のもと、本事業では次の目的のもと調査を実施した。

- ・ ガイドライン等を踏まえた法人の事業譲渡等並びに理事長交代の実態を調査
 - ・ 検証し、①合併・事業譲渡等の実施件数の推移の検証、実施目的の体系化、②適正な合併・事業譲渡等を行うためのガイドライン等の改正等に必要な対応の検討に資する情報を収集する。

本調査研究では、有識者検討委員会を組成し、事業譲渡等、理事長交代に関連してアンケート、ヒアリングの各調査を実施した上で、その結果を報告書として取りまとめた。

①合併に関する情報収集

- ・ 福祉行政報告例より、合併の件数、推移の調査を実施

②所轄庁に対する調査

- ・ 事業譲渡等の対応状況についてアンケート調査を実施
- ・ 事業譲渡等の認可又は申請を受けた実績がある所轄庁に深掘りのヒアリング調査を実施

③社会福祉法人に対する調査

- ・ 令和３年度、令和２年度に理事長が交代した社会福祉法人に対し、理事長交代の概要についてアンケート調査を実施
- ・ 事業譲渡等の実績のある法人に対し、深掘りのヒアリング調査を実施

目次

1. 事業概要	3
(1) 背景及び目的	3
(2) 実施概要	4
(3) 事業検討委員会	7
2. 合併	10
(1) 合併の推移	10
(2) 合併の状況	11
(3) 合併手続き	15
3. 事業譲渡等	17
(1) 事業譲渡等の推移	19
(2) 事業譲渡等の概要と目的・原因	21
(3) 事業譲渡等の方法	24
4. 合併・事業譲渡等の仲介者及び手数料	33
(1) 合併・事業譲渡等の仲介者	33
(2) 合併・事業譲渡等の仲介の手数料	35
5. 理事長交代	38
(1) 理事長交代に関する制度の現状	38
(2) 理事長交代の実態	40
(3) いわゆる経営権売買に係る不正事例	42
付録	47
付録1 調査 2-1 所轄庁アンケート調査	47
付録2 調査 3-1 社会福祉法人アンケート調査	51

1. 事業概要

本章では、本事業の背景と目的、目的を達成するための方法について記載する。

(1) 背景及び目的

①背景

平成 28 年社会福祉法改正（平成 29 年 4 月施行）は、公益法人制度改革等を参考に、社会福祉法人の公益性と非営利性を確認・徹底することを主な目的として施行された。

令和元年度社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業（以下「令和元年度調査研究事業」という。）では、合併については、社会福祉法人間での実施が明記され（社会福祉法第 48 条）たため、社会福祉法人が持つ資産・負債を包括的に継承することから、社会福祉法人の持つ公的財産の法人外流出等の懸念は少ないものと考えられた。一方、事業譲渡等（事業の譲渡と事業の譲受けを指す。以下同じ。）は法第 48 条のような規定がなく、事業譲渡等の対象も社会福祉法人以外を選択肢とすることが可能であることから、持ち分ありの法人への事業譲渡等は社会福祉法人の非営利性を侵害する可能性があるという意見があったうえで、公益性と非営利性を有した法人として地域福祉へ貢献するという社会福祉法人の本質を毀損しないことに留意した事業譲渡等が求められるべきと考察された。その後、令和 2 年度に「社会福祉法人の事業展開に関するガイドライン」等が策定され、合併や事業譲渡等を進める上での参考となっている。

また、令和元年度調査研究事業では合併や事業譲渡等の「必要性を感じていない」との回答が半数を超えていたが、近年の新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、社会福祉法人の合併・事業譲渡等の状況にも変化が生じていると考えられる。こうした状況下においても、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を継続する必要がある、特に事業譲渡等を実施するには社会福祉法人の設立意義や公益性・非営利性を担保した上で実施していくことが望まれている。

更に、中国地方の事案では、法人制度ではそもそも存在しないいわゆる「経営権」を売買したうえ、多額の法人資産を不適切に流出させ、経営破綻したと報道され、問題になったところである。

②目的

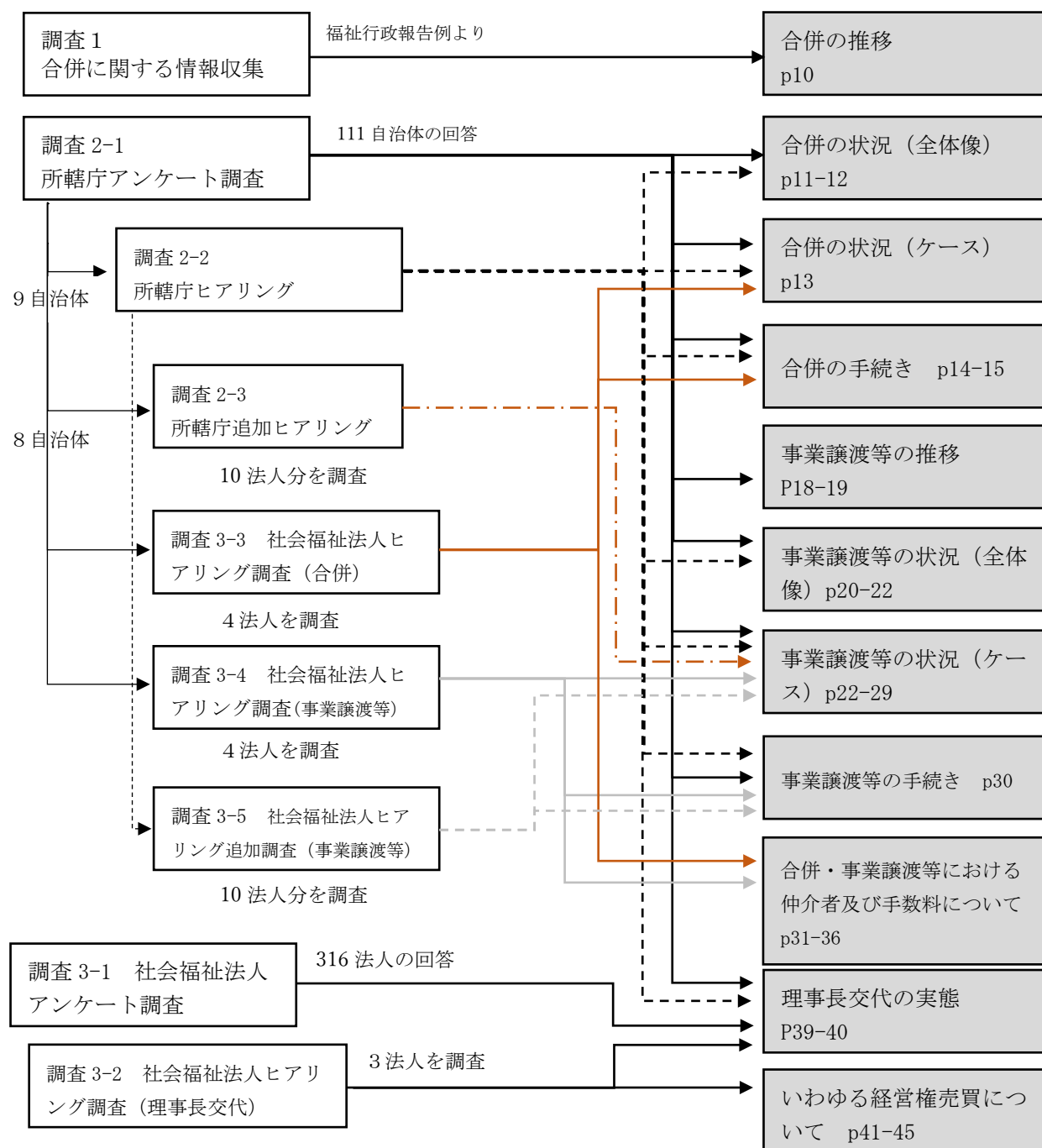
以上の背景のもと、本事業では、法令通知、社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン及び合併・事業譲渡等マニュアル等（以下「ガイドライン等」という。）を踏まえた法人の合併・事業譲渡等並びに理事長交代の実態を調査・検証し、以下を目的に実施する。

- ✓ 合併・事業譲渡等の実施件数の推移の検証、実施目的の体系化
- ✓ 適正な合併・事業譲渡等を行うためのガイドライン等の改正等に必要な対応の検討に資する情報収集

(2) 実施概要

以上の目的を達成するために、本事業では合併、事業譲渡等、理事長交代に関連して9種類のアンケート、ヒアリングの各調査を実施した。これらの調査に基づき、実態把握及び考察を実施した。以下では各調査と調査結果の関係性を整理した(図表1)。また、各調査の調査対象数および調査の実施についても記載する(図表2)。

図表1 調査の全体像



図表 2 各調査の実施状況

調査の種類	調査概要
調査 1 合併に関する情報収集	実施方法： ・厚生労働省が公開している福祉行政報告例の該当箇所について情報収集を行った
調査 2-1 所轄庁アンケート調査	調査対象：都道府県、指定都市、中核市（129 団体） 回収数：111 団体（回収率 86.0%） 調査項目： ①所轄内の合併の認可・届出があった件数 ➤ 各合併案件の概要、目的、原因 ②所轄内の事業譲渡等の認可・届出があった件数 ➤ 各事業譲渡等案件の概要、目的、原因 ③認定・届出がなかった事業譲渡等の把握状況 ➤ 把握している場合はその概要 ④理事長交代に起因する指導の実態
調査 2-2 所轄庁ヒアリング調査	調査対象：調査 2-1、①②の項目において、合併と事業譲渡等の認可又は申請を受けた実績がある自治体（56 自治体） 対 象 数：9 自治体に実施 調査項目： ・①②④の該当項目の深堀調査 ➤ ①で回答した合併を認可した個別事例の詳細な内容（理由、経緯、プロセス） ➤ ②で回答した事業譲渡等を認可した個別事例の詳細な内容（理由、経緯、プロセス） ➤ ④については、詳細な内容 ➤ 合併・事業譲渡等の相談実績および適切に認可のポイント ➤ 理事長交代時の指導について不正を防ぐためのポイント
調査 2-3 所轄庁への追加調査	調査対象：調査 2-1 で③を「ある」と回答した自治体 対 象 数：111 自治体中 8 自治体が回答 ※事業譲渡等の件数としては 10 法人であり、その内容について確認した。 調査項目：調査 2-1 で回答した内容の深堀調査 ➤ ③で回答した事業譲渡等の詳細な内容(理由、経緯、プロセス)
調査 3-1 社会福祉法人 アンケート調査	調査対象：令和 3 年度（2,251 法人）、令和 2 年度（790 法人）に理事長が交代した社会福祉法人 ※現況報告書をもとにリスト化 回 答 数：316 法人（回収率 10.4%） 調査項目：法人情報、現在の理事長の経歴 理事長交代の概要 ➤ 交代時期、当該法人で就任するに至った経緯、選任プロセス ➤ 役員又は評議員が現在の理事長に打診しようと考えた理由 ➤ 仲介者の紹介を受けた場合における、仲介者に紹介してもらおうと考えた理由

調査の種類	調査概要
調査 3-2 社会福祉法人 ヒアリング調査 (理事長交代)	調査対象：調査 3-1 で理事長交代時の取り決めたあったと回答した社会福祉協議会以外の社会福祉法人 対 象 数：対象となる 5 法人中、調査協力が得られた 3 法人を対象に実施 調査項目：理事長交代経緯の詳細な内容
調査 3-3 社会福祉法人 ヒアリング調査 (合併)	調査対象：調査 2-2 で合併をした法人として所轄庁から共有された社会福祉法人 対 象 数：対象となる 58 法人のうち、対象となる法人の連絡先が判明し、調査協力について協力すると回答した 4 法人に対して実施 調査項目：合併に関する詳細な内容 相手法人、合併理由、住民への説明状況 理事会・評議員会での決議状況、合併手続きの概要
調査 3-4 社会福祉法人 ヒアリング調査 (事業譲渡等)	調査対象：調査 2-2 で事業譲渡等をした法人として所轄庁から共有された社会福祉法人 対 象 数：対象となる 56 法人のうち、対象となる法人の連絡先が判明し、調査協力について協力すると回答した、4 法人に対して実施 調査項目：事業譲渡等に関する詳細な内容 相手法人、譲渡等理由、住民への説明状況 理事会・評議員会での決議状況、有償無償の違い、有償の場合は具体的な価格設定の方法
調査 3-5 社会福祉法人ヒアリング追加調査（事業譲渡等）	調査対象：調査 2-2 で事業譲渡等をした法人として所轄庁から共有された社会福祉法人のうち、事業譲渡等について認可又は届出をしていない案件以外の事業譲渡等があったと回答した自治体に対し、法人名の情報共有をしてもらい、当該法人を対象として実施 対 象 数：対象となる 10 法人のうち、協力を得られた 6 法人に対して実施 調査項目：事業譲渡等に関する詳細な内容 相手法人、譲渡等理由、住民への説明状況 理事会・評議員会での決議状況、有償無償の違い、有償の場合は具体的な価格設定の方法

(3) 事業検討委員会

社会福祉法人の経営等について知見のある有識者による検討委員会を組成して議論を進めた。
検討会は全3回実施した。

① 検討委員

検討委員会委員は次のとおりである。なお、座長には田中滋氏が就任した。

図表3 検討委員会委員

氏名	所属
久木元 司	社会福祉法人常盤会理事長 (公益財団法人日本知的障害者福祉協会推薦)
坂本 尚史	東京都福祉局 指導監査部長
菅田 正明	法律事務所 First Penguin 弁護士・社会保険労務士
高橋 英治	社会福祉法人日本保育協会 (令和5年度保育三団体幹事団体) (日本保育協会 保育問題検討委員会委員長)
田中 滋	埼玉県立大学 理事長
田中 雅英	全国老人福祉施設協議会 副会長
松原 由美	早稲田大学 人間科学学術院 人間科学部 教授
松本 庄平	独立行政法人 福祉医療機構
宮田 裕司	全国社会福祉法人経営者協議会 制度・政策委員長
梁瀬 亮	日本公認会計士協会非営利法人委員会 副委員長

(五十音順、敬称略)

検討委員会オブザーバーとして次の団体等が参画した。

図表4 検討委員会オブザーバー

所属
全国社会福祉法人経営者協議会
全国老人福祉施設協議会
日本公認会計士協会
日本知的障害者福祉協会
日本保育協会
厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課

(敬称略)

本事業を実施した事務局は下記の通りである。

図表5 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 ディレクター
橋本 那音	PwC コンサルティング合同会社 アソシエイト
島 さおり	PwC コンサルティング合同会社

② 検討委員会開催状況

全3回の検討委員会は、PwC コンサルティング合同会社大手町オフィス（大手町ワンタワー）での対面会議とオンライン会議を組み合わせたハイブリッド会議にて行われた。

図表 6 委員会議題

開催日	主な議題案
第1回 令和5年9月11日	・ 事業概要 ・ 調査設計、調査項目の検討 ・ 成果物、今後のスケジュールについて
第2回 令和5年12月7日	・ 進捗状況報告 ・ 合併、事業譲渡等の推移 ・ 所轄庁調査 中間報告 ・ 社会福祉法人調査 中間報告 ・ 成果物、今後のスケジュール
第3回 令和6年3月5日	・ 進捗状況報告 ・ 合併の調査結果 ・ 事業譲渡等の調査結果 ・ 理事長交代等の調査結果 ・ 成果物

③ 事業の経過

本事業の実施経過は以下のとおりである。

図表 7 事業経過

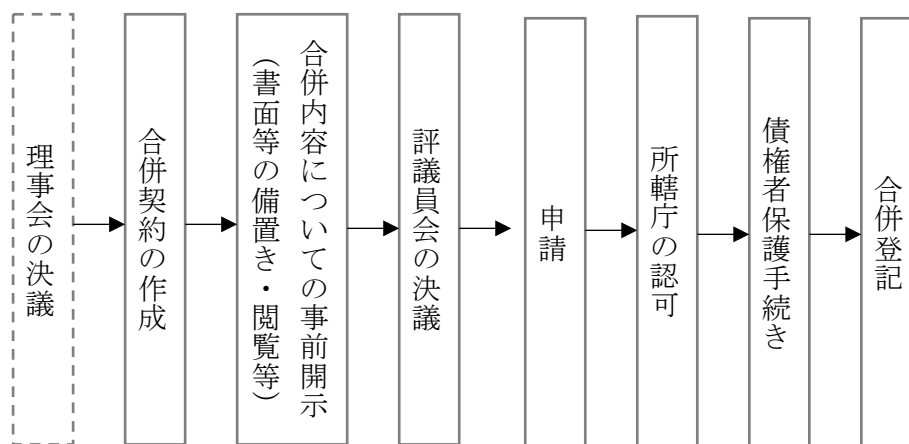
	事業実施状況	
令和 5 年 8 月		所轄庁調査（調査 2-1、調査 2-2） 社会福祉法人調査（調査 3-1、調査 3-2） 調査設計
9 月	★第 1 回 検討委員会	
10 月		合併情報整理（調査 1）
11 月		所轄庁調査（調査 2-1） 社会福祉法人調査（調査 3-1） アンケート 実査
12 月	★第 2 回 検討委員会	所轄庁調査（調査 2-1） 社会福祉法人調査（調査 3-1） アンケート調査結果集計
令和 6 年 1 月		所轄庁調査（調査 2-2、2-3） 社会福祉法人調査（調査 3-2、3-3、3-4、3-5） ヒアリング調査実査・まとめ
2 月		
3 月	★第 3 回検討委員会	報告書 執筆

2. 合併

本章では、調査 1 合併に関する情報収集、調査 2-1 所轄庁アンケート調査、調査 2-2 所轄庁ヒアリング調査、調査 3-3 合併に関する社会福祉法人ヒアリング調査の各調査結果をもとに取りまとめを行った。

合併については、平成 28 年の社会福祉法人制度改革において、一般財団法人を参考に、合併に関する規定の整備¹が行われており、法令上の合併の手続きを整理すると以下のとおりである。以下の観点も踏まえて、調査を実施した。

図表 8 法令上の合併の手続き



(1) 合併の推移

厚生労働省による調査結果をもとに合併の推移は以下のとおりである。社会福祉法人の合併認可件数は、年間 10～20 件程度で推移している。

図表 9 合併数

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
件数	17	7	15	9	23	11	12	29	13	19	17

¹ 合併契約に関する事項（記載事項、備置き・閲覧義務、承認手続等）の規定追加、合併・法人の種別（吸収合併（消滅法人・存続法人）、新設合併（消滅法人・設立法人））毎に必要な手続の規定追加 等（平成 29 年 4 月施行）

(2) 合併の状況

本節では合併認可状況、目的、原因、合併手続きに関する調査結果とその考察について記載する。

① 合併の状況

令和令和元年度から令和4年度までに、合併の認可実績がある所轄庁数について、調査2-1アンケート調査で確認すると以下のような結果であった。回答自治体の36.9%が「合併認可実績あり」との回答であり、一方、63.1%は認可実績がないとの結果であった。

図表 10 合併認可

	件数	割合
ある	41	36.9
ない	70	63.1
計	111	100.0

合併の実情について、調査2-2 所轄庁ヒアリング調査で確認すると、次のような回答が得られた。

- ✓ 合併に関する相談は年にそれほどないのが現状である。
- ✓ 相談されても明確な判断基準がなく、回答に困ることがある。例えば事前開示の書類の作成粒度について問われた際、説明できる範囲で作成するよう伝えている。判断基準が不明確な場合は、よほどの不正がない場合は基本的に提出された内容を受け入れざるを得ない状況である。

これらの回答結果を踏まえると、所轄庁の合併の認可状況について、以下のように考察することができる。

- 多い自治体でも年に1件程度の実績であり、多くの所轄庁が合併の認可をした実績がない。
- 所轄庁における指導内容は、合併の目標期日を踏まえ、いつごろまでにどのような書類を準備すればよいか、公告を出すのにどれぐらいの時間をとる必要があるかなどの、スケジュールに関する助言、書類の書き方に関する助言が多い。

② 合併の目的と原因

図表10の回答で「ある」と回答した41自治体に「合併を認可した法人」の詳細な情報について確認したところ、58法人分の回答が得られた。本項では、これらの法人の概要について集計した。なお、58法人すべて吸収合併のケースであった。

合併の目的は「財務状況の安定のため(62.1%)」、「人材確保、育成のため(48.3%)」との回答割合が大きかった(図表11)。合併の原因として、「必要な人数の人材を採用できないため(24.1%)」、「経営者の高齢化、健康問題(22.4%)」、「コロナ禍以外の要因による収入減(19.0%)」との回答割合が大きかった。なお、「コロナ禍による収入の減少(1.7%)」が原因である合併はほとんどなかった。また、「物価高騰による材料費などの費用の増加(3.4%)」とする回答割合も大きくはなかった(図表12)。

図表 11 合併の目的 (複数回答)

	件数	割合
人材確保、育成のため	28	48.3
後継者不足のため	9	15.5
財務状態の安定のため	36	62.1
将来の投資（再投資）に備えるため	4	6.9
事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため	7	12.1
事業の規模の拡大のため	7	12.1
法人の救済のため	9	15.5
利用者保護のため	3	5.2
利用者を増やすため	4	6.9
地域ニーズに対応するため	11	19.0
経営上の都合により、関係法人（いわゆるグループ法人）内で合併した	9	15.5
その他	9	15.5
回答数	58	

その他の主な内容

- ✓ 人口減・利用者減のため
- ✓ 職員の資質向上、サービス内容の充実のため
- ✓ 経営体制の見直しのため
- ✓ 経営・意思決定の効率化のため
- ✓ 事務の効率化のため
- ✓ 多様化・複雑化する地域課題や生活課題に適切かつ迅速に対応していくため

図表 12 合併の原因 (複数回答)

	件数	割合
経営者の高齢化、健康問題	13	22.4
コロナ禍による収入の減少	1	1.7
コロナ禍以外の要因による収入の減少	11	19.0
物価高騰による材料費などの費用の増加	2	3.4
人件費の高騰することなどにより、安定的に人材を確保できないため	5	8.6
必要な人数の人材を採用できないため	14	24.1
その他	26	44.8
回答数	58	

その他の主な内容

- ✓ 基盤強化のため、事業経営の安定化のため
- ✓ 運営上のトラブルのため
- ✓ 中長期的な資金計画に瑕疵（修繕、再整備のための資金準備に対する認識が甘い）があったため
- ✓ 経営の効率化と福祉ニーズへの対応のため
- ✓ 経営上の課題（税制面・福利厚生面）、民事再生手続が開始された法人の救済のため
- ✓ 社会福祉法改正により、組織運営強化が必要となったが、その結果区社協の法人運営業務の負担増となり、各区の法人格を一本化し、地域福祉活動の事業に比重を置く必要があったため
- ✓ 法人連携強化での限界のため

合併の目的、原因の相関を調べるためクロス集計を行った結果、「原因：必要な人数の人材が確保できないため 目的：人材確保、育成のため（22.4%）」、「原因：コロナ禍以外の要因による収入の減少 目的：財務状態の安定のため（17.2%）」との回答割合が大きかった。（図表 13 合併の原因と目的のクロス集計）

図表 13 合併の原因と目的のクロス集計（上段：件数、下：割合(n=58)）

		原因						
		経営者の高齢化、健康問題	コロナ禍による収入の減少	コロナ禍以外の要因による収入の減少	物価高騰による材料費などの費用の増加	人件費の高騰することなどにより、安定的に人材を確保できないため	必要な人数の人材を採用できないため	その他
目的	人材確保、育成のため	5	0	3	0	4	13	11
	後継者不足のため	8	0	0	2	0	2	2
	財務状態の安定のため	6	0	10	2	5	8	13
	将来の投資（再投資）に備えるため	2	0	1	0	0	1	3
	事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため	1	0	1	0	1	2	4
	事業の規模の拡大のため	2	0	0	0	0	3	3
	法人の救済のため	3	1	3	0	1	3	4
	利用者保護のため	1	0	0	0	0	0	3
	利用者を増やすため	0	0	1	0	0	1	2
	地域ニーズに対応するため	0	0	2	0	1	4	8
	経営上の都合により、関係法人（いわゆるグループ法人）内で合併した	0	0	2	0	0	0	7
	その他	1	0	2	0	2	1	6

		原因						
		経営者の高齢化、健康問題	コロナ禍による収入の減少	コロナ禍以外の要因による収入の減少	物価高騰による材料費などの費用の増加	人件費の高騰することなどにより、安定的に人材を確保できないため	必要な人数の人材を採用できないため	その他
目的	人材確保、育成のため	8.6%	0.0%	5.2%	0.0%	6.9%	22.4%	19.0%
	後継者不足のため	13.8%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	3.4%	3.4%
	財務状態の安定のため	10.3%	0.0%	17.2%	3.4%	8.6%	13.8%	22.4%
	将来の投資（再投資）に備えるため	3.4%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	5.2%
	事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため	1.7%	0.0%	1.7%	0.0%	1.7%	3.4%	6.9%
	事業の規模の拡大のため	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.2%	5.2%
	法人の救済のため	5.2%	1.7%	5.2%	0.0%	1.7%	5.2%	6.9%
	利用者保護のため	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.2%
	利用者を増やすため	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	3.4%
	地域ニーズに対応するため	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	1.7%	6.9%	13.8%
	経営上の都合により、関係法人（いわゆるグループ法人）内で合併した	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	12.1%
	その他	1.7%	0.0%	3.4%	0.0%	3.4%	1.7%	10.3%

※割合は 58 件について、表側の目的と表頭の原因を選択した割合。（複数回答が可能なため、列、行の合計は 100%にならない）

合併の目的、原因について、調査 2-2 所轄庁ヒアリング調査、調査 3-3 合併に関する社会福祉法人ヒアリング調査では、次のような回答が得られた。

- ✓ 創業者などが同一であることなどを理由に一体的に経営をしていた（3 法人）
- ✓ もともと人事交流等をしていたが、キャリア形成等を考えると合併したほうが効率的であった（2 法人）
- ✓ 人材確保のために経営の多角化をした
- ✓ 経営の効率化、経営改善のため（3 法人）
- ✓ 理事、評議員等の高齢化、後継者不在のため（4 法人）
- ✓ 事業を継続させ、地域の福祉インフラの維持のため（2 法人）

これらの回答結果を踏まえると、合併の目的と原因について、以下のように考察することができる。

- 合併の背景と理由として、アンケート調査でも回答割合が大きく、ヒアリングでも理由として多くあげられたのが「理事、評議員等の高齢化、後継者不在のため」とする理由であった。
- また、「経営の効率化、経営改善のため」、「職員のキャリア形成のため」といった回答もアンケートとヒアリングの両方で同様に割合が大きかった。
- ヒアリングからは、「事業を継続させ、地域の福祉インフラ維持のため」といった、地域福祉や地域の福祉インフラを継続する観点から合併を進めたものや、もともと一体的に経営していたことなどが合併理由として挙げられている。
- 一方、コロナ禍や物価影響を踏まえて経営の効率化等を進めた例が見られた。

(3) 合併手続き

本節では、調査 2-1 所轄庁アンケート調査、調査 2-2 所轄庁ヒアリング調査、調査 3-2 合併に関する社会福祉法人ヒアリング調査の結果を踏まえて、「合併・事業譲渡等マニュアル²」の内容に沿って、手続き上のポイントや課題について整理した（

図表 14）。

合併手続きについて、調査 2-1 所轄庁アンケート調査の自由記述においてマニュアル全般について、次のような回答が得られた。

- ✓ 合併については、債権者保護に係る規定等が細かく定められており、認定申請に向けた手続きとこれら法定の諸手続きを全て盛り込んだスケジュール例等がマニュアルに掲載されていれば、もう少し法人のスケジュールリングもスムーズになり、手続き誤り等も未然に防ぐことができるのではと感じる。
- ✓ マニュアルはそれぞれのケースに分けて詳細に書かれているので、量が多く、求める情報にたどり着くまでに時間を要する。各ケースに共通する部分をまとめて記載してほしい。

図表 14 合併手続き

章	ポイント
1. 合意形成	- 合併の合意形成を図るための検討方法として、各法人の状況により以下のような取組が行われている。 ➤ 両法人から合併検討委員会メンバーを選出し、検討 ➤ 主に吸収法人が中心となって検討（同一理事長や両法人間で理事等の兼務が多い場合など） - 協議結果はマニュアルに沿い、合併に関する基本合意書を締結している。
2. 役員等の検討	- 吸収法人の理事、監事、評議員が継続することがほとんどであった。 - 消滅法人の理事が吸収法人の理事に就任することも一部見られた。ただし、高齢や健康が合併の要因である場合は、理事等から退任し、経営にも関与しないケースもあった。 - なお、退任後に理事長が顧問等に就任するケースもみられた。
3. 合意契約書の作成	- 全ての調査対象法人で、理事会、評議員会の承認を得ることなど、法令で定められた通りの手続きで実施していた。 - 契約書の内容を確認できていないが、合意契約項目として、職員の処遇は変更なく継続することが盛り込まれることがほとんどのようであった。また、利用者の利用条件もそのまま継続することについても、合意されているようである。
4. 事前開示	全調査対象法人で、法令で定められた通りの手続きで実施していた。
5. 評議員会の承認	全調査対象法人で、法令で定められた通りの手続きで実施していた。
6. 所轄庁の認可	- 合併法人は、所轄庁から9か月から1年ほど前から事前相談が開始されており、合併までのスケジュール（プロセスごとにどれぐらい時間がかかるか）、作成すべき書類の内容等について助言をもらっていた。 - 特に、合併法人からは「スケジュール」について、どのタイミングでどれぐらいの時間がかかるかがわかり、参考になったとの意見があった。
7. 債権者保	債権者保護の観点で官報で公告すべき期間を2か月以上設定する必要があることか

² 厚生労働省令和元年度社会福祉推進事業 社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業

護手続き	ら、それらの期間を事前に見込んで準備に取り掛からなければいけない等、先が見越せるよう準備が必要であるとのことであった。 ・ 特に、公告までも時間がかかることから、合併日時までに間に合わせるまでに逆算して、スケジュールを組んでいくことが大変だったとのことである。
8. 合併の登記手続き	・ 当期の際、合併の認可だけではなく、定款変更などの認可も必要であったが、所轄庁側で合併の認可だけで登記できると勘違いしていたため、合併完了時期がぎりぎりになったとのケースがあった。(所轄庁担当者も慣れていないのが一因ではないかとのことであった)
9. 事後開示	・ 特に意見なし。法令通り手続きが進められている。
10. 会計・税務処理	・ マニュアルに記載通りの対応が行われていた。 ・ 基本的に、資産・負債を評価し、その帳簿価額を吸収法人が引き継いでいる。
11. 職員の処遇の検討および説明	・ 全ての法人で、従業員の処遇は原則変えずに、また、人員整理等も行わずに吸収法人に引き継がれている。 ➤ 特に理事長が同一等で一体的に経営が行われている法人では、もともと労働条件も同じであることが多く、スムーズに引継ぎが行われた。 ・ 従業員への説明も消滅法人、吸収法人の両者が行うケースが多かった。
12. 利用者や利用者家族、地域への説明	・ 全ての法人で、利用者、利用者家族への説明を行っていた。 ➤ 事業継続できるか当初不安を示す利用者・利用者家族がいた法人もあったが、従業員、利用条件がそのまま引き継がれることがわかると安心して、理解してもらえたとのことであった。 ・ 地域（自治会等）への説明を実施している場合と実施していない場合（定期的な地域住民との懇談会などでの説明は実施）があった。後者の場合でも、事業所名が変わらず、事業所の責任者も変わらないことが多いことから、特に問題視されることはなかったとのことであった。
13. 規程・システムなどの整備	・ 特に意見なし。法令通り手続きが進められている。

また、上記検討結果を踏まえて実施した委員会で、吸収合併の認可申請を行う所轄庁をマニュアル上明確にした方が良いとの指摘があった。これらの回答結果を踏まえると、合併手続きについて、以下のように考察することができる。

- 合併を実施した法人からも、合併までに想像より長い時間がかかったとの感想をいただいております。また、スケジュール感が見えないとの意見も多くあった。また、所轄庁からも、手続き自体が年に1回あるかないかの件数であり、スケジュールをもう少し見えやすくしてほしいとの意見もあった。
- これらのことを踏まえると、合併までのスケジュールの目安などが示されるとわかりやすくなると考えられる。
- また、検討会での検討を踏まえ、吸収合併時には、（合併後の）吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所がある所轄庁に認可を申請することとなることをマニュアルで明確にすべき。

3. 事業譲渡等

本章では、調査 2-1 所轄庁アンケート調査、調査 2-2 所轄庁ヒアリング調査、調査 3-4 事業譲渡等に関する社会福祉法人ヒアリング調査の各調査結果をもとに取りまとめを行った。調査結果を取りまとめるにあたり、事業譲渡等の法人内部手続き及び所轄庁の認可手続きの現状について整理すると以下ようになる。

社会福祉法人が事業譲渡を実施する場合、社会福祉法（以下、「法」という。）に定める手続きに沿って手続きを進めることになる。そのポイントを整理すると以下のとおりである。

図表 15 事業譲渡等を進める法令ポイント ①

ポイント	該当法令等
事業譲渡は、「重要な財産の処分及び譲受け」又は「従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」に該当する可能性が高く、その場合は理事会の承認が必要となること	法第 45 条の 13 4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。 一 重要な財産の処分及び譲受け 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
社会福祉法人の定款には、目的として事業の内容を、資産の状況として基本財産を、それぞれ記載する必要がある（社会福祉法第 31 条第 1 項第 1 号及び 9 号、認可通知定款例）ところ、事業譲渡を実施する場合には、事業の内容や基本財産の内容に変更が生じるのが通常であることから、それに伴って定款の変更が必要となり、そのための評議員会の特別決議による承認が必要となること	法第 31 条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。 一 目的 九 資産に関する事項 法第 45 条の 36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。 2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 法第 45 条の 9 7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合については、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。 三 第 45 条の 36 第 1 項の評議員会
定款の変更は、一部の場合を除いて、所轄庁の承認が必要となること	法第 31 条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。 十四 定款の変更に関する事項

これらのことから、実際には通常の民法上の取引行為よりも重い一定の手続きを経ることとなる。

また、事業譲渡等が行われた場合には、その旨及び概要を計算書類に注記しなければならず、所轄庁の指導監査でその内容の確認を受けることとなる。

図表 16 事業譲渡等を進める法令ポイント ②

該当法令等
社会福祉法人会計基準（厚生労働省令） 第 29 条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。 十五 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（局長通知） 20 組織再編について（会計基準省令第 4 条 1 項、第 29 条第 1 項第 15 号関係） （5） 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合の注記は次の項目を記載する。 イ 事業の譲渡の注記 ① 事業の譲渡の概要 事業の譲渡の相手先の名称及び譲渡した事業の内容、事業の譲渡を行った主な理由、事業の譲渡を行った日 ② 採用した会計処理 ③ 計算書類に含まれている譲渡した事業の業績の期間 ④ 譲渡した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳 ウ 事業の譲受けの注記 ① 事業の譲受けの概要 事業の譲受けの相手先の名称及び譲受けた事業の内容、事業の譲受けを行った主な理由、事業の譲受けを行った日 ② 採用した会計処理 ③ 計算書類に含まれている譲受けた事業の業績の期間 ④ 譲受けた事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（局長通知） 別紙 指導監査ガイドラインⅢの 3 会計管理 （5）附属明細書 1 注記が法令に基づき適正に作成されているか。 ○ 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。

(1) 事業譲渡等の推移

本節では、事業譲渡等の推移について、集計、分析を行った。

①所轄庁で認可又は届出³を受けた事業譲渡等の件数

調査 2-1 所轄庁アンケート調査の調査結果を踏まえ、事業譲渡等の推移を確認した。事業譲渡の実施件数の推移を把握するため、所轄庁（都道府県・指定都市・中核市）に対してアンケート調査を実施した。

令和 4 年度は所轄庁が所轄する法人への悉皆調査を実施したが、令和元年から令和 3 年までの事業譲渡等の件数の推移については、調査負荷軽減の観点から、以下のプロセスで所轄庁の方に調べる法人数に上限を設けて実施した。その結果を、ウェイトバックして事業譲渡等の件数として推計値を算出した⁴。

図表 17 では、「⑥事業譲渡等実績ありの所轄庁数」を確認した上で、回答があった所轄庁に対し「①認可又は届出件数」を確認した。なお、②は先述の通り令和 4 年度は悉皆であり、令和 3 年度以前は抽出であることから、「②回答があった所轄庁の所轄法人数」は、令和 4 年度は悉皆調査の数字であるが、令和 3 年度以前は所轄庁が抽出した法人の合計数値となっている。

①を②で除した結果は、所轄庁が所轄している法人の事業譲渡等の発生割合を示しており、所轄している法人のうち、0.3%から 0.6%程度で推移していることが分かった。所轄法人 300 法人に 1 件から 2 件程度の発生割合であることが分かった。

また、③は①の回答状況を踏まえ、ウェイトバックで推計をした数値である。④は所轄法人の全数であり、③を④で除した結果は、所轄庁が所轄している法人の事業譲渡等の発生割合の推計値を示している。この結果は、前出の①÷②で算出した数値と違いがないことが分かった。

³ ここでいう事業譲渡等のための認可・届出とは「社会福祉事業、公益事業及び収益事業の種類の追加又は削除並びに基本財産の追加又は減少に伴う定款変更の認可・届出と、基本財産処分」の認可」を指す。また、「行政機関からの譲受」も含む。

⁴ 令和元年から令和 3 年度の調査は、具体的には次の方法で実施した。

STEP1 令和 3 年度末、令和 2 年度末、令和元年度末の所轄庁が所轄している社会福祉法人の一覧表を準備

STEP2 回答自治体の負荷を軽減するために、調査対象となる社会福祉法人を一覧表から 100 件以上を所轄する自治体に対しては、約 4 分の 1 の法人を無作為抽出

STEP3 無作為抽出した社会福祉法人のうち、「事業譲渡等（譲渡又は譲受）」のために認可した又は届出した社会福祉法人を回答

図表 17 所轄庁にて事業譲渡又は譲受のために認可した又は届出を受けた件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①事業譲渡等実績ありの所轄庁数	16 自治体	14 自治体	14 自治体	29 自治体
①回答があった所轄庁の事業譲渡等にかかる認可又は届出件数（実数）	19 件	20 件	20 件	56 件
②回答があった所轄庁の所管法人数（実際に調査した法人数）	6,170 法人	6,197 法人	6,230 法人	9,967 法人
（参考）認可・届出発生割合 ①÷②	0.3%	0.3%	0.3%	0.6%
③回答があった所轄庁事業譲渡・譲受にかかる認可又は届出件数（推計値）	34.3 件	31.1 件	32.5 件	56.0 件
④回答があった所轄庁の所管法人数（全数）	9,788 法人	9,858 法人	9,928 法人	9,967 法人
（参考）認可・届出発生割合 ③÷④	0.4%	0.3%	0.3%	0.6%
（参考）調査方法	抽出調査			悉皆調査

②所轄庁で認可した又は届出を受けた案件以外の事業譲渡等の件数

次に、所轄庁が認可した又は届出を受けた案件以外の事業譲渡の例を把握するために、所轄庁に届け出を受けた各法人の令和4年度の計算書類の事業譲渡等に関する注記⁵があった件数について確認した。その結果、111自治体中8自治体が「事業譲渡等の注記がなされていた」と回答し、事業譲渡等の件数は合計10件であった。

このうち、6自治体8件について、「理事会承認及び評議員会承認を受けているかを把握しているか」の問いに対し「把握していない」との回答であった。また、調査2-2 所轄庁ヒアリングで、1件の実際の事例について確認したところ、理事会、評議員会の承認については書類から確認できず、不明であった。回答があった1件は「公設の児童福祉施設を市の指定管理者であるNPO法人が運営していたが、指定管理の期間が切れたため、社会福祉法人が市から譲受することとなった事例で、市の公募に基づき指定管理を受けた事例」であった。

⁵ 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等の運用上の取扱いについて（平成28年3月31日 厚生労働省社会援護局長等通知（最終改正：令和3年11月12日））別紙1「計算書類に対する注記（法人全体用）」

(2) 事業譲渡等の概要と目的・原因

本節では、調査 2-1 所轄庁アンケート調査にて令和 4 年度の事業譲渡等の認可又は届出があった 56 法人について、所轄庁が回答した結果を記載する。調査 2-2 所轄庁ヒアリング調査、調査 3-4 事業譲渡等に関する社会福祉法人ヒアリング調査の結果も踏まえて、考察した。

①譲渡と譲受の種類

譲渡が 39.3%、譲受が 60.7%であった。

図表 18 譲渡と譲受の種類

	件数	割合
譲渡	22	39.3
譲受	34	60.7
全体	56	100.0

②事業譲渡等先法人と事業譲渡等した事業

相手先の法人の種類を見ると、社会福祉法人同士の譲渡、譲受の件数が多い。また、社会福祉法人が行政に譲渡した案件はなかったが、行政から社会福祉法人が譲渡された案件も多い。その他の自由記述は、農業協同組合であった。

また、事業の種類を見ると、譲渡では第二種社会福祉事業（高齢者福祉）、譲受では公益事業が多い。また、第二種社会福祉事業（高齢者福祉）事業は、譲受する案件も多い。

図表 19 事業譲渡等先法人

	譲渡	譲受
社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	13	14
医療法人	1	1
一般社団法人、一般財団法人	0	1
NPO 法人	1	2
行政	0	7
社会福祉協議会	2	1
営利法人	5	7
その他	0	1
合計	22	34

図表 20 事業譲渡等の事業の種類

	譲渡	譲受
第一種社会福祉事業（高齢者福祉）	5	3
第一種社会福祉事業（障害者福祉）	0	1
第二種社会福祉事業（高齢者福祉）	10	14
第二種社会福祉事業（障害者福祉）	5	6
第二種社会福祉事業（児童福祉）	3	8
第二種社会福祉事業（5-7 以外）	1	3
公益事業	1	13
収益事業	0	2

③事業譲渡等を実施した目的と原因

譲渡した目的としては、「財務状態の改善のため（31.8%）」の回答割合が最も大きく、次いで「事業集中のため（27.3%）」との回答割合が大きい。その他の回答としては、法人の解散、より地域に密着した運営を行うためとの回答があった。

図表 21 譲渡した目的（複数回答）

譲渡した目的	件数	割合
人材不足のため	5	22.7
後継者不足のため	1	4.5
財務状態の改善のため	7	31.8
事業の集中のため	6	27.3
事業規模の縮小のため	5	22.7
利用者保護のため	2	9.1
その他	3	13.6
回答数	22	—

また、譲受した目的としては、「その他（32.4%）」の回答割合が最も大きい。次いで、「地域ニーズに対応するため（29.4%）」であった。その他の内容としては、「社会福祉法人を設立することにより、法人経営基盤を安定させるため、NPO 法人の社会福祉法人への移行、公立幼稚園の民営化などの様々な回答があった。

図表 22 譲受した目的（複数回答）

譲受した目的	件数	割合
人材の確保、育成のため	2	5.9
財務状態の安定のため	1	2.9
将来の投資（再投資）に備えるため	0	0.0
事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため	6	17.6
事業の規模の拡大のため	7	20.6
利用者を増やすため	2	5.9
地域ニーズに対応するため	10	29.4
救済のため（法人経営の安定のため）	2	5.9
救済のため（利用者保護のため）	3	8.8
その他	11	32.4
回答数	34	—

次に原因について確認をした。譲渡した原因としては、「その他（40.9%）」と最も大きい。その他の自由記述回答では、利用者減少のため（コロナ禍の影響とは関係なく）との回答や経営体制の刷新との回答があった。

また、譲受した原因についても「その他（64.7%）」が最も大きく、自由記述では、事業を多角化し法人の安定を図るため、人材の確保のためなどの回答があった。

譲渡、譲受のいずれの場合でも、コロナ禍の影響や、物価高騰の影響はそれほどない結果であった。

図表 23 事業譲渡等した原因（複数回答）

	件数		割合	
	譲渡	譲受	譲渡	譲受
経営者の高齢化、健康問題	0	2	0.0	5.9
コロナ禍による収入の減少	5	1	22.7	2.9
コロナ禍以外の要因による収入の減少	6	2	27.3	5.9
物価高騰による材料費などの費用の増加	3	2	13.6	5.9
人件費の高騰することなどにより、安定的に人材を確保できないため	3	2	13.6	5.9
人口減少により、必要な人数の人材を採用できないため	3	0	13.6	0.0
その他	9	22	40.9	64.7
回答数	22	34	—	—

合併の目的、原因について、調査 2-2 所轄庁ヒアリング調査、調査 3-4 事業譲渡等に関する社会福祉法人ヒアリング調査では、次のような回答が得られた。

- ✓ 譲受けた法人が譲受ける理由として、「事業拡大、多角化」とする回答は2法人であった。
- ✓ 譲渡した法人が譲渡する理由として、「経営の効率化、経営改善のため」とする回答が5法人であった。
 - ・ 具体的には、人員不足等により人員確保が難しいため、介護事業に集中するため等の理由であった。
 - ・ この他、「市からの譲渡」、「事業を継続させ、地域の福祉インフラの維持のため」といった理由であった。
 - ・ 「グループ内事業の整理」のため譲渡するとの理由もあった。具体的には、同一理事長の社会福祉法人と医療法人のもとで、障害福祉事業を社会福祉法人に集約するといったケースである。

これらの回答結果を踏まえると、事業譲渡等の目的と原因について、以下のように考察することができる。

- 事業譲渡等の理由としては、事業拡大、事業の効率化といった視点の他、地域の福祉インフラの維持を目的としていると考えられる。また、同一理事長のもとで、グループ内事業の整理のために事業譲渡がなされているというケースも確認された。

(3) 事業譲渡等の方法

本節では、調査 2-2 所轄庁ヒアリング調査、調査 3-4 事業譲渡等に関する社会福祉法人ヒアリング調査、調査 3-5 事業譲渡等に関する社会福祉法人ヒアリング追加調査の結果も踏まえて、考察した。事業譲渡を進めるうえでの課題としてとらえられていた、①地域住民への説明、②事業譲渡等実施後の公開、③事業の評価（価格）、④仲介者及び手数料の 4 点について、整理した。

①事業譲渡等を行う際の地域住民等への事前説明

事業譲渡を実施した社会福祉法人が地域住民に実施した説明を実施したかどうかについて調査を行った。実施している場合はその内容と理由についても確認した。

調査 3-4 事業譲渡等に関する社会福祉法人ヒアリング調査の結果では、次のような回答が得られた。

- ✓ 地域住民への説明会を開催する等、地域住民への説明を実施していることが確認できたのは、16 件中 1 件であった。実施事例の 1 件については、譲渡法人が説明を実施した。特に問題なく理解が得られたとのことであった。ただし、地域住民との定期的な会合等では報告しているケースが多くあった。
- ✓ なお、譲渡事例 16 件すべて、利用者の利用条件を変更せず、職員の身分を維持して再雇用することで実施している。それぞれへの説明も譲渡法人が実施し、譲渡完了後は、譲受法人からも説明が行われている。

これらの回答結果を踏まえると、事業譲渡等を行う際の地域住民等への事前説明について、以下のように考察することができる。

- 今回の事業譲渡等の事例では、事業譲渡の説明のために地域の方に集まってもらい、説明するという事例は少ないものの、地域住民との会合や交流を普段から行われており、その一環で実施法人が変わることを説明しているケースが多かった。
- 提供サービスが変わっていないことから、地域住民の理解が得られやすかった可能性がある。

②事業譲渡等実施後の公開

プロセスと結果の公開性を担保するため、事業譲渡後、趣旨・目的に即して事業が継続していることを公開することについて確認した。具体的には、譲渡事業が譲受法人で継続可能かどうかを事前確認等実施しているか、譲受法人において、事業譲渡等を行う趣旨・目的に即して事業が継続している旨を公開しているかについて確認した。公開している場合は、なぜ公開しているかについても確認した。

調査 2-2 所轄庁ヒアリング調査、調査 3-4 事業譲渡等に関する社会福祉法人ヒアリング調査の結果では、次のような回答が得られた。

- ✓ 16 事例全部について、譲渡時は事業を継続可能であるとの判断のもと、事業譲渡等を実施している。ただし、うち 1 件については、後日譲渡先営利法人が破産することで、事業（【介護】通所介護）が終了している。
- ✓ 16 事例のうち行政から民間譲渡された 2 事例において、事業譲渡等を行う趣旨、目的について、

行政のホームページ等で詳細を公開している。その他の事例については、譲受法人のホームページにて、譲受事業の事業を開始した旨が公開されているのみのことが多い。（ただし、過去の事例については、詳細が不明のケースが多かった）

これらの回答結果を踏まえると、事業譲渡等を行う際の地域住民等への事前説明について、以下のように考察することができる。

- 今回調査した事業譲渡等については、譲渡先が破産した事業以外は継続して事業が継続されている。破産した1件も事業譲渡等が要因というより、そもそもの事業計画に問題があったケースと考えられる。
- 事業所の運営方針なども基本的には継承しており、譲渡事例16件すべて、利用者の利用条件を変更せず継続している。また、事業譲渡に伴い移動する職員は譲渡先法人において職員の身分を維持して再雇用されている。

③事業の評価（価格）

事業譲渡等を行う際の事業の評価（価格）について、確認をした。手順、土地・建物・資産を踏まえた事業の評価、将来の損益予測の内容（将来の財務リスクを含む）、将来の修繕計画などの評価における専門家の活用などについて確認した。

調査 2-2 所轄庁ヒアリング調査、調査 3-4 事業譲渡等に関する社会福祉法人ヒアリング調査の結果を踏まえると、譲渡額等を決定する視点として、「人材」「土地建物等」「事業計画（将来の損益予測や修繕計画など。以下、「事業計画」という。）」の3つの要素が関係しており、それぞれの価格設定について検討することがポイントであると考えられる。なお、「人材」について、今回のヒアリング調査では16法人のすべてが人員整理等を行わず、これまでと同じ雇用形態等をそのまま維持していた。

以上を踏まえ、事業の評価（価格）の決定方法について、「土地建物等」「事業計画」視点で評価の決定方法について次のように整理した（図表 24）。

なお、固定資産の評価額以外の価格設定（事業計画評価額など）があったとした法人に詳細を聞き取った結果については、

図表 25 に掲載する。

図表 24 事業の評価（価格）の決定方法

対象	評価内容		概要
土地 建物等	無償譲渡		調査対象 16 法人中 8 法人 対象：保育所(4 法人)、特別養護老人ホーム、障害者共同生活援助/地域活動支援センター、通所介護
	無償貸与		調査対象 16 法人中 1 法人 対象：障害者通所系/共同生活援助
	有償貸与		調査対象 16 法人中 0 法人 備考：近隣不動産価格等を参考に適正な賃料を設定して事例はなかった
	有償 譲渡	鑑定 あり	調査対象 16 法人中 6 法人 対象：就労継続支援 B 型、通所介護、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム/共同生活援助、第 2 種社会福祉事業（高齢）/公益事業 備考：不動産鑑定士やコンサルタントなどの第三者の評価額に基づき譲渡額を決定している事例がみられた。
		鑑定 なし	調査対象 16 法人中 0 法人 専門家を入れず、法人等により価格設定している例はなかった
事業 計画	設定せず		調査対象 16 法人中 12 法人
	設定		調査対象 16 法人中 3 法人 事業計画を設定して、譲渡金額に加算している例

なお、固定資産の評価額以外の価格設定（事業計画評価額など）があったと回答した 3 法人の算出内容は以下のとおりであった。

ケース 1 社会福祉法人から営利法人への譲渡事例

- ✓ コンサルティング会社に委託料を支払い、通所介護の開設支援を受けていた例。
 - 通所介護を開所したもの、利用者が伸び悩み、コンサルティング会社が示した稼働率に至らなかった。
 - そのため、同通所介護事業所を社会福祉法人からコンサルティング会社に事業譲渡することになった。
- ✓ 譲渡金額は、土地、建物、内装修繕費用は購入金額、この他、コンサルティング会社に支払った委託料を設定した。
- ✓ なお、事業譲渡後、コンサルティング会社は破産したため、契約した譲渡金額の全額を回収できていない

ケース 2 営利法人からの譲受事例

- ✓ 営利法人経営者の死去に伴い、その配偶者から事業譲渡に関する相談が社会福祉法人にあり譲受が進められた事例。
- ✓ 資産算定額は、社会福祉法人の顧問会計士より、不動産の時価相当額と事業の事業計画評価額の合計額を提示されていた。
- ✓ 土地の評価額は路線価等の標準的な価格算出額を基準に所轄庁で適正な価格であることを確認した。
- ✓ 事業計画の評価額に関しては、損益計算書をもとに営利法人の単体損益の 3 期分の平均利益で算定されており、会計士が示したものであること、また営利法人と社会福祉法人の理事会の双方で承認されていたので問題ないと判断した。

ケース 3 民事再生手続き中の社会福祉法人が運営していた事業を他県社会福祉法人に譲渡した事

例

- ✓ 民事再生手続き中で裁判所が土地建物を改めて算定
- ✓ 譲受を希望する法人の公募作業は、事業承継事業を請け負う民間企業が行った。
- ✓ 当初、県内別社会福祉法人への譲渡を検討していたが、見込んだ算定額よりも裁判所の査定金額が高額となったのは、法人間の資産算定が精緻でなく、また再度資産鑑定を行った際に当社会福祉法人の付帯設備が算定額に含まれたことが主な要因であった。
- ✓ 固定資産、事業計画等の算定額は裁判所が提示した金額ということもあり、所轄庁ではその金額をもとに認可を進められた。
- ✓ 事業計画をどの様に算出したかの詳細は不明

調査 3-5 事業譲渡等に関する社会福祉法人ヒアリング追加調査において、事業譲渡等について認可又は届出をしてない事業譲渡等があったと回答した自治体から法人情報の提供を受け、当該法人を対象としても調査を実施した（図表 26）。

以上の調査結果をまとめると次のようになる。また、これらの結果を踏まえ、事業譲渡等の法人内部手続について、委員からは、「現在の仕組みは、定款変更や基本財産処分に対する評議員会決議であるが、事業譲渡そのものに対する評議員会での意思決定が必要ではないかと思う。」、「公益財団と社会福祉法人について比較されることが多いが、社会福祉法人は事業性があり、ある程度は資産を持っている。また、財源が公的保険料等公的制度に基づく拠出、及び公費である。社会福祉法人の方が規制が強いのは合理的だと考えている。」「事業譲渡の評議員会決議はあったほうが安心とは思いますが、これまでの議論には、①法人のガバナンスとして評議員会決議が必要という視点と、②公的制度から得る報酬、及び公費が入っている公益的な法人が公益性に反さないようチェックするために評議員会決議が必要という視点の 2 つが入っていると思う。②は公的制度から得る報酬、及び公費が入っている事業が予定していた以外の法人に移ることについて公益的視点からチェックが必要という視点だと思うが、それを評議員会の権限に委ねるのか、公益的視点が強いものは行政による許認可という手続きが入るだろうと想像しており、何のため評議員会決議が必要かは明確にしないと、法改正はハードルが高いのではないかとと思う。」といった意見も出された。

- ✓ 調査対象の 16 件全部で、理事会の承認を得ていた。評議員会の承認は 16 件中 11 件で受けていたが、ヒアリングを所轄庁のみに行ったうち 5 件はヒアリングで未確認であった。
例えば、同一理事が運営する法人同士の事業譲渡等の場合は以下のような手続きが行われていた。
 - 同一の理事長が運営する医療法人から社会福祉法人への事業譲渡したケースでは、譲渡する土地と建物は、利益相反に留意した上で、一部建物は無償で譲受したり、資産の算定に当たって、不動産屋会社に土地相場の鑑定を依頼したり、理事長（社会福祉法人 A と医療法人 B の理事長を兼任）を決裁決議から外したりすること等により、利益相反が生じないよう留意した。
- ✓ 不適切事例に該当するものはなかった。
- ✓ なお、認可を受け又は届出をしていない（実施した旨を計算書類の注記に記載している）事業譲渡等の法人内部手続を追加確認した結果、協力を得られた 6 件とも理事会及び評議員会の承認を

受けていた。また、不適切事例に該当するものはなかった。

これらの回答結果を踏まえると、事業の評価（価格）の設定について、以下のように考察することができる。

- **定款変更、基本財産の処分が発生する場合は、所轄庁が関与し、理事会、評議員会の承認を得た上で、事業譲渡等が実行されていた。**
- また、事業譲渡等契約も締結されており、認可、届出が関連している場合は、所轄庁の方である程度確認できている状況であった。ただし、認可等が必要ない場合は、所轄庁側で把握することが難しい状況であり、実態を把握することが困難であった。

図表 25 調査対象となった事業譲渡等事例の詳細

通し番号	1	2	3	4	5	6	7	8
聞き取った相手	法人	法人 所轄庁	法人 所轄庁	法人 所轄庁	法人 所轄庁	所轄庁	所轄庁	所轄庁
区分	譲受	譲渡	譲渡	譲受	譲渡	譲受	譲受	譲受
相手 法人格	社会福祉法人	社会福祉法人	営利法人	医療法人	特定非営利活動法人	営利法人	営利法人	市
譲渡等 対象事業	【障害福祉】就労継続支援 B 型	【介護】特別養護老人ホーム	【介護】通所介護	【障害福祉】共同生活援助、地域活動支援センター	【障害】通所系事業、共同生活援助	【介護】通所介護	【児童】保育所	【児童】保育所
譲渡等 理由	・事業拡大、多角化	・経営の効率化、経営改善のため	・経営の効率化、経営改善のため	・グループ内事業の整理	・その他	・グループ内事業の整理	・事業拡大、多角化	・行政からの譲渡
地域住民への説明		あり						あり
理事会	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり
評議員会	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり	ヒアリングで未確認	決議あり
有償無償	有償	無償	有償	無償	無償貸与	ヒアリングで未確認	無償	無償
有償の場合の詳細	建物の評価額		土地建物評価額＋事業設立時の手数料					
不適切事例への該当	該当しない	該当しない	・該当しない ・所轄庁に確認し、手続きは正当に行われたことから、特に指導等は行われていない	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない

通し番号	9	10	11	12	13	14	15	16
聞き取った相手	法人 所轄庁	所轄庁	法人 所轄庁	所轄庁	法人 所轄庁	所轄庁	法人 所轄庁	所轄庁
区分	譲受	譲受	譲受	譲渡	譲受	譲受	譲受	譲渡
相手 法人格	農業協同組合	営利法人	社会福祉法人	社会福祉法人（他県）	行政（市）	行政（市）	行政（市）	社会福祉法人
譲渡等 対象事業	【公益事業】調剤薬局 【介護】特別養護老人ホーム	【介護】2種事業、公益事業	【介護】通所介護、有料老人ホーム	【介護】特別養護老人ホーム、共同生活援助	【介護】施設系サービス	【児童】保育所	【児童】保育所	【介護】認知症対応型グループホーム、通所介護
譲渡等 理由	・事業を継続させ、地域の福祉インフラの維持のため	・詳細不明	・事業を継続させ、地域の福祉インフラの維持のため	・経営の効率化、経営改善のため	・行政からの譲渡	・経営の効率化、経営改善のため	・行政からの譲渡	・経営の効率化、経営改善のため
地域住民への説明					行政にて実施		行政にて実施	
理事会	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり
評議員会	決議あり	ヒアリングで未確認	決議あり	ヒアリングで未確認	決議あり	ヒアリングで未確認	決議あり	ヒアリングで未確認
有償無償	有償	有償	有償	有償	無償	無償	無償	無償
有償の場合の詳細	建物の評価額	土地建物評価額＋営業権（3期分の平均利益）	土地建物評価額	土地建物評価額＋営業権（裁判所が提示した金額）				
不適切事例への該当	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない

図表 26 令和4年度に認可又は届出をしていない事業譲渡等事例

通し番号	1	2	3	4	5	6
調査対象	法人	法人	法人＋所轄庁	法人	法人	法人＋所轄庁
区分	譲受	譲受	譲受	譲渡	譲受	譲受
相手法人格	行政	医療法人	行政	社会福祉法人	株式会社	株式会社
譲渡等対象事業	【障害福祉】 就労継続支援、 短期入所	【介護】 通所介護、共同 生活援助	【児童】児童発 達支援事業	【介護】居宅 介護、デイス ービス	【児童】認定 こども園	【児童】保育 所
譲渡等理由	民営化	経営の安定を図 るため理事長が 同じ医療法人か ら譲受	指定管理者が NPO 法人から社 会福祉法人に変 更	指定管理更新 にあたり手あ げせず、別法 人に変更とな ったことを譲 渡と記載	事業譲渡の翌 年度に定款変 更申請を実施	令和4年度に社 福を新設、事業 譲受。事業は R4 に開始した が、建物の登記 手続きは進行中 ※登記手続きを 遅れて実施する ことは、所轄庁 にも相談済
地域住民へ の説明	実施あり	実施あり	実施あり	行政で実施		
理事会	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり
評議員会	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり	決議あり
有償・無償	有償	無償	無償	無償	有償	有償
有償の 場合の 詳細	県が行う移譲日 の時点における 不動産鑑定評価 額の 1/2、備品 は評価額			土地建物備品 を簿価額で算 定。譲渡法人 が提示し、譲 受法人も専門 家に依頼して 妥当性を検証	建物価格を簿 価額で算定 ※土地は借地	
不適切事例 への該当	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない

④事業譲渡等の手続き

本節では、調査 2-2 所轄庁ヒアリング調査、調査 3-4 事業譲渡等に関する社会福祉法人ヒアリング調査の結果を踏まえて、「合併・事業譲渡等マニュアル」の内容に沿って、手続き上のポイントや課題について整理した。

図表 27 事業譲渡手続き

章	ポイント
1. 調査・検討の準備	・ 同一理事長の場合の法人間では、事業全体のポートフォリオを整理して、事業譲渡等を進めている。そのためのプロジェクトチームを組成して進めている。 ・ コンサルタント等の仲介者がいる場合は、その仲介者を軸に両法人間で協議を進めていくケースもあった。
2. 事前調査	・ 不動産鑑定士や会計士等の専門職による事前調査を実施した例と、実施せず上述のプロジェクトチームと顧問会計士等により価格を算定して実施しているパターンとがあった。 ・ 所轄庁としては、事前調査結果により示された譲渡価格について、専門職から出された場合は、その内容に特に意見をする事はない（専門職から出されたものなので、間違いないだろうと判断）ことが多いとのこと
3. 事業譲渡等の契約	・ 特に意見なし 全てのケースで譲渡契約等は締結していた ・ また、理事会、評議員会の決議を得ているケースがすべてであった（財産処分、定款変更があるケースであるため）
4. 事業に係る各種申請	・ 特に意見なし 行政書士や司法書士、会計士等に依頼等して実施
5. 定款変更、	・ 特に意見なし 行政書士や司法書士、会計士等に依頼等して実施
6. 会計・税務処理	・ 特に意見なし 行政書士や司法書士、会計士等に依頼等して実施
7. 資産・負債等の移管	・ 特に意見なし 行政書士や司法書士、会計士等に依頼等して実施
8. 人事・労務関連	・ 今回のヒアリング対象はすべて、事業譲渡に伴い移動する職員は譲渡先法人において職員の身分を維持して再雇用されている。
9. 利用者や利用者家族、地域住民への説明	・ 今回のヒアリング対象はすべて、事業譲渡に伴い移動する職員は譲渡先法人において職員の身分を維持して再雇用されている。
10. 規程・マニュアル類、システムなどの整備	・ 今回のヒアリング対象はすべて、事業譲渡に伴い移動する職員は譲渡先法人において職員の身分を維持して再雇用されている。

これらの回答結果を踏まえると、事業の評価（価格）の設定について、以下のように考察することができる。

- マニュアルの内容の中で、特に譲渡金額の妥当性を判断することが難しいとの意見が所轄庁からも挙げられた。特に、会計士等の専門職が事前調査を実施し、その結果が示されている場合は、その内容まで精査するのは難しいとのことであった。
- これに対応するためには、譲渡金額の妥当性に疑義が生じないよう、法人が、事業展開ガイドライン及び合併・事業譲渡マニュアルを理解し、これに沿って検討や手続を進めることが最も重要であることから、**事業展開ガイドライン及び合併・事業譲渡等マニュアルを法人に対して再徹底**することとしてはどうかと考えられる。

4. 合併・事業譲渡等の仲介者及び手数料

本章では、調査 2-2 所轄庁ヒアリング調査、調査 3-1 社会福祉法人アンケート、調査 3-3、3-4 社会福祉法人ヒアリング調査にもとづき、合併、事業譲渡等の両方について、仲介者の有無、仲介者がいた場合の利用状況等について確認した。

(1) 合併・事業譲渡等の仲介者

合併・事業譲渡等の仲介者の実態について、ヒアリング調査に基づき、以下の通り整理した。

①合併に関する仲介者

今回の調査で明確な仲介者がいたのは1法人であった。この他、理事長が両法人の理事長を兼ねている場合や、理事の兼務が行われているなど、一体的な経営が行われていたケースが5法人あり、同じ地域の法人同士（社協と社福）の合併、理事長が自力で探し出したケースがあった。なお、合併手続きの書類や登記手続き等については、行政書士や司法書士等の専門職のサポートを受けて進めているケースがほとんどであった。

合併ケース

- ✓ 過去、事業の譲受をしたことがある社会福祉法人からの紹介されたケース。
 - 当法人が同じ宗派系の法人であり、紹介した法人も同じ宗派系である。今回、吸収合併した法人も同じ宗派系法人であったが、特に接点はなかった。
 - 紹介した法人に対し、仲介料などの金銭の授受は発生していない。

②事業譲渡等に関する仲介者

「相手先を選定した理由」として、相手先法人の情報提供をした人物・機関について整理した結果が以下である。このうち、「経営コンサルタントなどの第三者」が仲介している場合のケースについて、具体的に確認した。

図表 28 事業譲渡等に関する仲介者

概要	件数
市が譲渡・譲受法人に情報提供、相談をしたという案件	3 件
経営コンサルタントなどの第三者	2 件
代表者が同じなど、ルーツが同じ法人	6 件
行政の公募	3 件

事業譲渡等ケース 1 経営コンサルタント会社が立ち上げた事業所

- ✓ コンサルティング会社に委託料を支払い、通所介護の開設支援を受けていた例。
 - 通所介護を開所したものの、利用者が伸び悩み、コンサルティング会社が示した稼働率に至らなかった。
 - そのため、同通所介護事業所を社会福祉法人からコンサルティング会社に事業譲渡することになった。
- ✓ 譲渡金額は、土地、建物、内装修繕費用は購入金額、この他、コンサルティング会社に支払った委託料を設定した。
 - なお、事業譲渡後、コンサルティング会社は破産したため、契約した譲渡金額の全額を回収できていない

事業譲渡等ケース２ 社会福祉法人から NPO へ譲渡した案件

- ✓ 社会福祉法人にて、事業の継続が難しくなったため、NPO を創設し、その NPO に事業を譲渡して、事業を継続した案件。
- ✓ 当法人から理事及び事務局、譲渡先法人より理事長と理事３名、コンサルタント会社の体制で推進した。
- ✓ コンサルタント会社は当法人の理事のつながりで委託しており、主に手続き面のサポートを依頼した。
 - (具体的な委託料は不明)

③合併・事業譲渡等の相手を認識した経緯

これらの回答結果を踏まえると、合併・事業譲渡等の相手方を認識した経緯について、以下のよう
に考察することができる。

- 合併・事業譲渡等が行われた事例の相手を認識した経緯は、相手先法人と役員の兼務があった、
同じ地域の法人であった、行政から情報提供を受けたなどが多いことから、合併・事業譲渡等
には、相手先法人との関係性や信頼が重要だったと考えられる。

(2) 合併・事業譲渡等の仲介の手数料

合併・事業譲渡等の仲介者の実態について、ヒアリング調査及び事例に基づき、以下の通り整理した。

①合併に関する仲介者への手数料支払い

今回の調査で合併に関する仲介者に手数料を支払ったケースはなかった。今回の調査では、「理事長が両法人の理事長を兼ねている場合や、理事の兼務が行われているなど、一体的な経営が行われていた（５法人）」、「同じ地域の法人同士（社協と社福、社福同士）の合併（３法人）」、「理事長が自力で探し出した（２法人）」といった経緯で合併の相手を認識したとのことであった。

②事業譲渡等に関する仲介者への手数料支払い

仲介にかかる手数料についてヒアリングしたところ、仲介者に手数料を支払ったとするケースが１件あった。ケースの詳細は以下のとおりである。

ケース

- ✓ 事業の継続が難しくなったため、NPO を創設し、その NPO に事業を譲渡して事業を継続した案件。コンサルタント会社に手続き面のサポートを委託した。具体的な手数料の算定方法開示にご協力を得られなかったため、詳細な算定方法は不明である。

③合併・事業譲渡等の仲介を行う業者から仲介の手数料が提示された事例

社会福祉法人が合併・事業譲渡等の仲介を行う業者から、合併・事業譲渡等の仲介の手数料について、株式会社では一般的に用いられる、簿価純資産を基準としたレーマン方式（成功報酬の体系。取引金額に応じて報酬料率が低減。）により算定し、簿価純資産百億円規模に対して合併存続側と合併消滅側にそれぞれ数億円が提示された事例がある。この事例に関して、次のような声があった。

ア 株式会社の合併の仲介にかかる手数料算定には、一般に資産性に着目して企業価値を評価する『簿価純資産』等を根拠としたレーマン方式⁶が用いられているが、これは吸収された株式会社の株主が、存続した株式会社から株式を譲渡され、その株式の売却益で手数料を支払うことが前提にあると考えられる。これに対して、持分がない社福法人の合併において、株式売却益が発生しないにも関わらず、企業価値を評価する簿価純資産等を基準として手数料を算定することは、持分がないという非営利法人の制度趣旨に反して不適切であり、（係る作業に対し算定する）タイムチャージ方式などを用いるべき。

イ 簿価純資産を手数料の根拠に用いることは法人の売買を想起させることから、社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）で注意喚起すべき。

④委員の見解

検討委員会の委員（弁護士、公認会計士）に対して、③が不適切か見解及びその理由を確認したところ、次のとおりであった。

仲介手数料の算定方法については以下のような参考意見が示された。

・レーマン方式が不適切な理由として株式の売却益で手数料を支払うことが前提にある点が挙げられているが、この前提は法的に定められているわけではないため、単に民間企業における報酬額の算定として提示されているのであれば、それを不適切であるとまで踏み込むことは躊躇を覚える。一方で、レーマン方式が業界全体で蔓延した場合は、業界全体として多額の資金が仲介手数料に費やされてしまう可能性は懸念すべきである。

・当事者同士が納得しているなら、不適切とまでは言えない。ただし、売却益や持ち分といった株式会社の考え方、概念が社会福祉法人にはなく、前提が異なるため、社会福祉法人会計について知見のある者が話し合い、交渉して、値段を決定すべきである。

ガイドラインによる注意喚起については以下のような参考意見が示された。

・社会福祉法人の特性を踏まえると、仲介手数料の金額について社会への説明責任が果たせ

⁶ なお、株式会社の事業譲渡の仲介にかかる手数料の算定についても簿価純資産を根拠としたレーマン方式が用いられているが、これは事業を譲り渡した株式会社が受け取る事業譲渡の対価から手数料を支払うことが前提にあると考える。これに対して、社会福祉法人の事業譲渡においても、事業を譲り渡した法人は事業譲渡の対価を受け取るため、持分がない非営利法人であっても不適切とはいえないかもしれないとの指摘であった。

るかどうかポイントとなる。本来の資金用途は社会福祉事業であるため、その資金を特定の仲介会社に支払うためには、その当該仲介会社を選定した理由や金額の妥当性を説明する責任がある。

・ガイドラインには、社会福祉法人の理事や評議員が適切な経営判断ができるよう、注意喚起や判断材料となる情報の記載があってもよい。

・ガイドラインには、報酬額が適切であるか、別の業者や社会福祉法人会計を知る監査法人、税理士、会計士に確認して意見を聴取する等により確認すべきと注意喚起する記述があってもよい。加えて、当事者が相互に算定方法について意見を出し、交渉することが重要である旨の記載があるとよいと考える。

以上のほか、検討委員会委員からは、仲介者に対して適切な額の手数料を支払うことに資する留意点について「地域の皆さんにも納得を得られるように書いてもらえるとよい」、「指導する立場からは、適正価格についての具体的な基準がないと説明が厳しいと考えている、そのような中で仲介手数料自体は肯定するような周知にならないよう慎重に検討すべき」、「実績がないので難しいが、何らかのガイドライン、たとえば経営者の団体等で、事例をしっかりと集めて示していくということもよいのではないか」、「当該法人の関係者に近い人が仲介者として入り、仲介料という形で法人からお金が出ていくとそれが利益供与に当たるのではという問題が出てくるので、手数料を支払う仲介者の選定の合理性についても、社会に説明ができるようにする必要がある」、「まずは「おかしくないか」と疑うことを注意喚起するくらいはするべき」といった意見が出された。

⑤対応

以上の意見を踏まえ、仲介の手数料に関する対応策を次のように整理した。

- ③のとおり具体的事例があったこと及び検討委員会の意見を踏まえ、法人が仲介者に対して適切な額の手数料を支払うことに資する留意点を事業展開ガイドラインに記載して周知すべき。

＜ガイドラインの修正案＞

○ 仲介者を利用する場合の手数料

社会福祉法人の特性を踏まえると、法人として社会への説明責任が果たせるかの観点から、法人の理事会等において仲介者の必要性和選定理由の合理性、手数料の金額の妥当性を判断する必要がある。具体的には、業務内容、手数料の算定方法などを確認し、仲介者の業務内容と手数料の金額が客観的に見合っているか判断するとともに、必要に応じて、提示された以外の方法での算定を依頼することや、別の業者の見積又は会計専門家の意見を材料に交渉することなどを検討する必要がある。

- なお、仲介者の手数料については、社会福祉法人制度の目的を踏まえ、適切な取り扱いについて、例えば、団体からの考え方や事例提示などを検討していくべきではないか。

5. 理事長交代

本章では、調査 2-1 所轄庁アンケート調査、調査 2-2 所轄庁ヒアリング調査、調査 3-1 社会福祉法人アンケート、調査 3-2 社会福祉法人ヒアリング調査の各調査結果をもとに取りまとめを行った。

(1) 理事長交代に関する制度の現状

初めに、理事長交代に関する法令的な位置づけに関する考え方について整理した。

①ガバナンスの仕組みと選任手続

社会福祉法人の理事長は、評議員会の決議により理事に選任され、理事会での互選により選定され、その地位に就くものであり、法人から経営を委任されている立場であるとする規定が、平成 28 年の社会福祉法（以下「法」という。）改正により追加された。これにより、理事の選任、決算の承認等の重要事項を議決する評議員会と、日常の業務執行を担う理事会とが相互に牽制しあう法人ガバナンスの仕組みが制度化された。

また、選定手続が公正に行われることは、評議員及び理事が善管注意義務及び忠実義務を負っていること、並びに評議員及び理事が職務に関し不正の請託を受けて財産上の利益を収受することが刑事罰をもって禁止されていることによって担保されることとなった。

図表 29 関連法令（社会福祉法）

該当法令等	
第 38 条	社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。
第 45 条の 16	理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。
第 156 条	次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5 年以下の懲役又は 5 百万円以下の罰金に処する。 一 前条第一項各号又は第二項各号に掲げる者 ※評議員、理事又は監事等 二 (略)
2	前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3 年以下の懲役又は 3 百万円以下の罰金に処する。

また、事業検討委員会で検討した結果を踏まえ、経営権の売買を禁止する規定を設けることへの見解は次のとおりである。

ア 社会福祉法人については、持分権のない財団型の法人であり、株式会社のように株式の取得による経営権の支配といった手段は制度上位置付けられていない。したがって、社会福祉法人において、権利としての「経営権」という概念は存在し得ず、「経営権」を「売買」することは観念できない。

イ また、社会福祉法人は、株式の取得により経営権を支配し、特定の者を代表取締役を選任する手段が制度上位置付けられている株式会社と異なり、持分権のない財団型の法人であるため、特定の者が所有できるものではない。したがって、その機関である理事長の地位についても特定の者が所有できるものではないことから、それを「売買」

することは観念できない。

ウ アの「経営権」の「売買」及びイの「理事長の地位」の「売買」を禁止する規定を設けることについては、社会福祉法上に経営権の概念及び理事長の地位を「売買」する概念を定義できないためこれを禁止することも規定できないという法制上の課題や、ガバナンスの仕組み及び公正な選任手続きについて他の公益法人制度との整合性も考慮する必要があることから、困難である。

②法人外への支出

社会福祉法人については、社会福祉事業の実施を目的として設立される非営利の公益法人であり、その財産に持分権はない。このことに加えて、次のことなどの制約が課される一方、法人税や固定資産税の減免、施設整備費の補助等の優遇措置が講じられている。

ア 収益事業から得られた収益を社会福祉事業又は公益事業に充てなければならないこと⁷

イ 各種事業から得られる報酬又は委託費等は、当該報酬等の趣旨から、原則として当該事業の運営に充てられるべきものであること⁸

社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的として設立される公益法人であること等を考慮すれば、社会福祉法人の保有する資産は、常に社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業に還元されることが基本である。

ア、イのとおり収益事業の充当先や、各種事業から得られる報酬又は委託費等の資金使途を限定しており、これに違反する場合には指導の対象となり得ることから、法人外への支出は認められていないものである。

なお、刑法において、業務上自己の占有する他人の物を横領することは、刑事罰をもって禁止されているところである⁹。

⁷ 社会福祉法（公益事業又は収益事業の停止）

第 57 条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。

二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。

三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

⁸ 「特別養護老人ホームの繰越金等の取扱い等について」など関係通達

⁹ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）

（業務上横領）第 253 条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10 年以下の懲役に処する。

(2) 理事長交代の実態

調査 3-1 社会福祉法人アンケートの調査結果を踏まえ、理事長就任に関する実態について、以下の通り整理した。

①現理事長就任の経緯

現理事長が理事長に就任した経緯を社会福祉法人と社会福祉協議会に分けて集計すると、いずれにおいても、「これまで貴法人の理事・監事・評議員に就任しており、他の理事・監事・評議員が理事長に就任するよう打診した」との回答割合が大きい。また、社会福祉協議会については、「都道府県・市区町村から紹介された」との回答割合も大きい。

なお、「4、5以外の仲介者の紹介を受けた」とについて確認すると、法人の理事・監事・評議員の知人が2件、母体法人が1件との回答であった。

図表 30 現理事長が理事長に就任した経緯（複数回答）

	件数			割合		
	社会福祉法人	社会福祉協議会	合計	社会福祉法人	社会福祉協議会	合計
1. これまで貴法人の理事・監事・評議員に就任しており、他の理事・監事・評議員が理事長に就任するよう打診した	143	46	189	73.7	51.7	66.8
2. これまで貴法人以外の社会福祉法人の理事・監事・評議員に就任しており、他の理事・監事・評議員が理事長に就任するよう打診した	7	0	7	3.6	0.0	2.5
3. これまで社会福祉法人以外の理事・監事・評議員、取締役・監査役に就任しており、他の理事・監事・評議員が理事長に就任するよう打診した	8	3	11	4.1	3.4	3.9
4. 定期的に他の関連法人等から紹介を受けている	1	0	1	0.5	0.0	0.4
5. 都道府県・市区町村から紹介された	9	20	29	4.6	22.5	10.2
4、5以外の仲介者の紹介を受けた	2	1	3	1.0	1.1	1.1
その他	19	14	33	9.8	15.7	11.7
わからない	2	3	5	1.0	3.4	1.8
全体	194	89	283			

その他の主な内容（自治体関係からの選任）

- ✓ 自治町会連合会長(事業区域の福祉に関する実情に通じている者)が就任する申し合わせ
- ✓ 当法人がある町の区長会長を務めているため
- ✓ 社協の事務局長を経験しており、社会福祉事業にも精通し経験豊富であり前任者からの推薦があった
- ✓ 前町長で元理事の経験等を考慮され理事会で決定

その他の主な内容（理事の知人等）

- ✓ 前理事長の長男であり、前理事長死去後、他の理事より推薦があり理事会、評議員会を経て理事長就任となった
- ✓ 前理事長と信頼関係が深く、法人の状況や考えを共有できていたため
- ✓ 初代理事長が隣接のお寺の貫首だったので、その風習が残っている

その他の主な内容（法人での役員以外からの就任）

- ✓ 主幹保育教諭として勤務し法人の中心人物的な存在のため
- ✓ 法人設立当初から統括会計責任者をしており他の役員が就任を打診した
- ✓ 母体となる協議会組織の会長を当法人の理事長としているため
- ✓ 当法人の老健施設長に就任したため
- ✓ 法人立ち上げから法人事務局として活動していた
- ✓ 福祉をはじめ職員の資質向上に係る研修事業など幅広い分野の実情に通じているため

次に、「2. これまで貴法人以外の社会福祉法人の理事・監事・評議員に就任しており、他の理事・監事・評議員が理事長に就任するよう打診した」、「3. これまで社会福祉法人以外の理事・監事・評議員、取締役・監査役に就任しており、他の理事・監事・評議員が理事長に就任するよう打診した」と回答した法人に、他法人の人物に理事長を打診した理由について尋ねると以下のような回答であった。

図表 31 他法人の人物に理事長を打診した理由（複数回答）

	件数	割合
赤字経営など業況の不振が続いており、経営改革を実行する人物が必要であった	6	33.3
社会福祉法人経営を担いたいという人物がいて、その人に任せてもよいと考えたため	5	27.8
当時の理事の中に理事長を引き受けられる人物がいなかった	8	44.4
その他	2	11.1
回答数	18	—

②理事長交代時の取り決め

理事長交代時の取り決めについて、社会福祉法人では5法人、社会福祉協議会では1法人で取り決めがあったとの回答であった。

図表 32 理事長交代時の取り決め

	社会福祉法人	社会福祉協議会	合計
あった	5	1	6
なかった	186	88	274
未回答	3	0	3
合計	194	89	283

理事長交代時の取り決めの内容

- ✓ 専任事務局長配置の要望
※補足：社会福祉協議会の事務局長が役場職員の兼務だったため、新理事長が就任する際に専任の事務局長の配置を希望した
- ✓ 前理事長の退任にあたり、理事長代理を申しつけられ、そのつながりで理事会にて理事長に選任された。
- ✓ 前理事長の体調が悪化しており、後継者として当時 NPO 法人理事をしていた現理事長に打診し、承諾を得られたので、事務局、理事と経験を積んだ後、理事長として就任してもらうこととしていた。

(3) いわゆる経営権売買に係る不正事例

社会福祉法人制度改革以降も、①制度上は想定されていない、旧理事長から理事長へ経営権を移転する取引が行われ、②理事長に就任後、法人の資金を法人外に流出させ、新旧理事長が、贈収賄及び業務上横領罪で逮捕される事案が発生している。本章ではそれらの内容の詳細を確認していく。

①いわゆる経営権売買にかかる不正事例

調査 2-2 所轄庁ヒアリング調査では公表ベースでの事例の概要について話を聞くことができた。これらの情報と、報道ベースでの不正事例の実情を整理すると以下ようになる。なお、令和 6（2024）年 2 月 29 日時点の情報で掲載している。

図表 33 いわゆる経営権売買にかかる不正事例

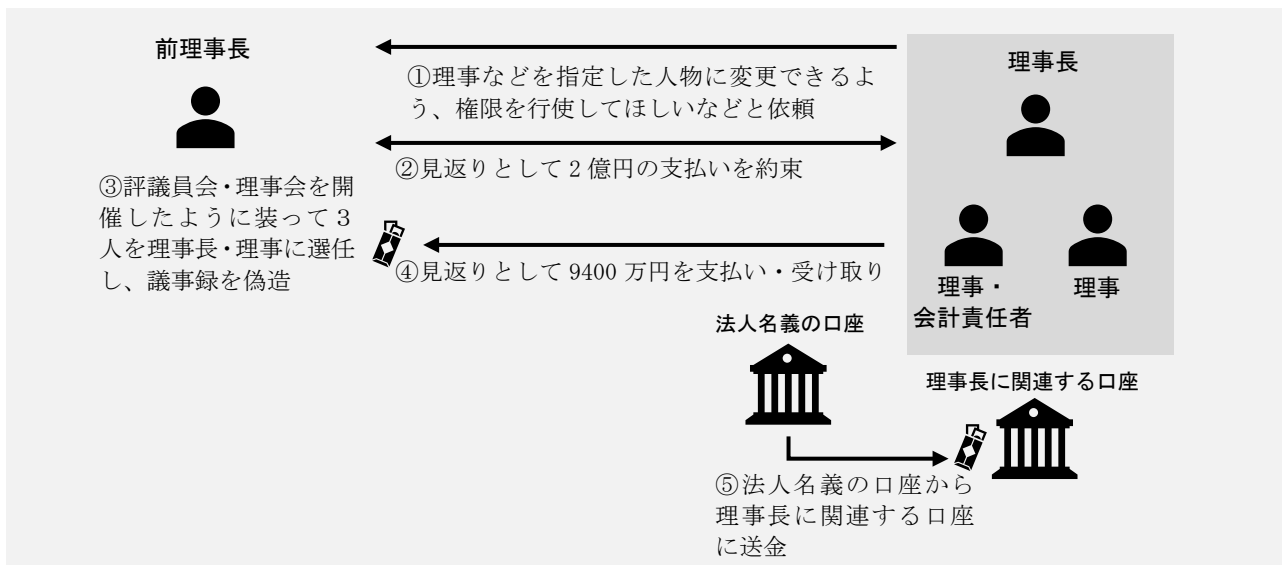
	いわゆる経営権売買等	売買対価の支払	資金の法人外流出	刑罰等
事例 1 2021 年 10 月判決	①前理事長は、資格を問うことなく、評議員・役員が理事長の指定した者となるよう権限を行使してもらいたいとの依頼を承諾した。 ②前理事長は、指定した者が評議員会において役員に選任されるよう各評議員に 20 万円を供与した。	①について、前理事長及び共謀する前理事は、理事長から 8000 万円を受け取る約束をした。		前理事長は①収賄及び②贈賄で有罪判決（地裁）。 共謀する前理事は収賄で有罪判決（地裁）。依頼した理事長らは贈賄で有罪判決（地裁） 評議員 5 名を収賄で逮捕した。
事例 2 2023 年 9 月判決	前理事長は理事長に、経営権を総額 42 億円で譲渡し、うち 22 億円は 10 年以内に分割払いする旨の契約を締結した。（社会福祉法人制度改革施行前）	分割払いの一環として、前理事長と理事長が共謀の上、右記の振込を行った。	理事長は法人名義の預金を業務上預かり保管中、医療協力の名目で、前理事長の口座に 5.7 億円を振込。	理事長は業務上横領で、前理事長は単純横領で有罪判決（地裁）。
事例 3 2023 年 11 月逮捕	前理事長に「理事などを指定した人物に変更できるよう、権限を行使してほしい」と依頼した。 前理事長は評議員会・理事会を開いたように装って、理事長ら 3 人を理事に選任し、議事録を偽造した。	前理事長が見返りとして 9400 万円を受け取った。	法人名義の口座から理事長に関連する口座に 3097 万円を送金した。	前理事長を収賄、理事長ら 3 名を贈賄で逮捕した。 理事長及び理事・会計責任者を業務上横領で再逮捕した。
事例 4 2023 年 11 月逮捕	理事長は、犯行当時、理事長職に就任したばかり。		理事長と団体役員が共謀して、法人名義の口座から団体役員の男が関係する企業の口座に 1500 万円を移した。	理事長と共謀者が 1500 万円を横領したとして、業務上横領で逮捕した。

図表 33 の事例 3 について、公表又は報道されている情報を基にした事案の構図は次のとおり

である。

図表 34 事例 3 の不正事例の構図

- ✓ 令和 5 年 11 月 14 日、理事を変更する見返りに 9400 万円を受け取ったとして前理事長が収賄容疑で逮捕された。共謀して現金を渡したとして理事長、理事・会計責任者、理事の 3 名が贈賄容疑で逮捕された。
- ✓ 令和 5 年 12 月 5 日、地検は、前理事長、理事長を起訴した。
- ✓ 令和 5 年 12 月 5 日、理事長と理事・会計責任者は共謀して法人名義の口座から理事長に関連する口座に 3097 万円送金したとして業務上横領で再逮捕された。
- ✓ 令和 5 年 12 月 26 日、8400 万円送金したとして追送検された。地検は理事長を起訴、理事・会計責任者を不起訴とした。



②理事長交代に起因する指導の現状

調査 2-1 所轄庁アンケート調査において、令和元年度から令和 4 年度の間には法人外への資金流出又は特別の利益供与（以下「資金流出等」という。）があったとして行政指導・行政処分を行った事例の有無に尋ねた結果、111 自治体中 16 自治体が「あった」と回答した。

図表 35 理事長交代に起因する指導の現状

	件数	割合
あった	16	14.4
なかった	93	83.8
未回答	2	1.8
全体	111	100.0

上記の「あった」と回答した法人において、理事長が法人外（当該法人の理事、監事、評議員、職員でない）から新たに就任した年度又は次の年度に資金流出等した事例について尋ねると、2 自治体が「あった」と回答している。

図表 36 理事長交代に起因する指導事例における法人外資金流出の状況

	件数	割合
あった	2	12.5
なかった	13	81.3
未回答	1	6.3
全体	16	100.0

この2自治体について、調査 2-2 所轄庁ヒアリング調査にて、詳細に聞き取った結果は次のとおりである。

ケース 1

指導状況

- ・ 一般（施設）監査にて月次の試算表を確認した結果、多額の仮払金の計上を発見した。そのため、仮払金の内訳を開示するよう求めたものの、明確な回答がなかったため、不適切な資金流出が疑われた。
- ・ その後、特別監査を複数回実施し、改善勧告を行う。
- ・ その後、法人外への資金流失が確認され、回復を求める旨の是正勧告を発出した。その後、刑事告発、業務上横領の疑いで理事長は逮捕。
- ・ 運営面では従業員の急な雇止めやサービス品質の悪化などの問題はなく、施設の業務自体は適切に行われていた。
- ・ 一方で当該法人は過去に経営が悪化していた時期もあり、所轄庁でも注視していた。通常の法人施設監査では前年度の決算や会計書類・元帳までの確認であり、直近の月次試算表までは確認の対象としていない。

再発防止

- ・ 役員・評議員の要件を満たすことを法人として確認したというのであれば所轄庁は意見しにくい。事後的に流失した資金が見つけれられたので発覚したが、その前に未然に防ぐのは難しい。
- ・ 当事例は、法人の役員等の交代が行われた直後に発生したもので、当初から悪意をもって不正を行われた場合、不正を未然に防ぐことは難しいと考えている。
- ・ 指導に対し改善措置を講じない場合には、法第 56 条第 6 項以降の改善命令、業務停止命令や役員の解職を勧告するなど、法人に対して厳正に対応していく。

ケース 2

指導状況

- ・ 詳細は割愛するが、事件後、当時の理事長は退任し、管財人が理事長に就任した。新しい理事、監事、評議員が法律事務所等のメンバーから就任し、管財人が経営を担うこととなった。所轄庁は、民事再生申立直前に事態を把握した。
- ・ 所轄庁は、特別監査を実施し、資金流出の損害に対応するなどの行政指導を実施。
- ・ 本件は管財人がいたことで不正が確認できたといえる。

再発防止

- ・ 不正を防ぐために、行政監査の際には事前に現金預金等が大きく減少していないか計算書類を確認している。また、一般監査に公認会計士を同行させている。
- ・ 理事長が関与する資金流出については、所轄庁として特別監査を行うわけであるが、特別監査の具体的な方法及び指導、行政処分、公表の在り方について、厚生労働省において、具体的に示してもらいたい。

③いわゆる経営権売買にかかる不正事例について

以上の調査結果を踏まえ、不正の再発防止策について、考察した結果は次のとおりである。

【考察】

- 経営権の売買の事例は ①旧理事長から新理事長へ経営権を移転する約束してその対価が支払われ、②新理事長が、法人の資金を法人外に流出させていることが共通していると考えられる¹⁰。
- ①については、所轄庁が把握して指導することは困難である一方で、評議員及び理事が理事長の選任に関して金銭を収受することは、適正な理事及び理事長の選任の判断が歪められる可能性があり、善管注意義務及び忠実義務に違反する可能性がある。また、評議員及び理事が理事長の選任に関わる者との間で金銭を収受することは、不適正な理事及び理事長の選任の請託を伴うことが疑われ、刑事責任を問われる可能性があるものである。社会福祉法人制度改革の趣旨を徹底し、事案のような不適切事例を抑止するために、どのようなことが考えられるか。
- ②については、所轄庁は、監査において法第 57 条及び「特別養護老人ホームの繰越金等の取扱い等について」等の関係通達に違反していないか確認しているが、法人外流出を防止するために、所轄庁がさらに効率的に確認する方法としてどのようなことが考えられるか。

【対応策】

- ①については、所轄庁を通じて社会福祉法人に対して、理事長の選任に関する金銭の授受と損害賠償責任及び刑事責任との関係を、例示を示して注意喚起を行うべき。

(注意喚起案)

評議員や理事等(理事、監事、会計監査人を指す。)は社会福祉法人に対して善管注意義務を、さらに理事は社会福祉法人に対して忠実義務を負っており、これらに違反して社会福祉法人や第三者に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償する責任を負う可能性がある。例えば、理事が、特定の人物を理事長に選任するようその人物等から請託を受けて金銭を収受するなどして、不適正な人物を理事長に選任した結果、社会福祉法人や第三者に損害が生じた場合には、当該理事は損害賠償責任を負う可能性がある。

また、社会福祉法人の評議員や理事等が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を

¹⁰ (参考) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)

第 38 条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

第 45 条の 16 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

第 45 条の 20 理事、監事若しくは会計監査人(以下この款において「役員等」という。)又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

第 45 条の 21 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

第 156 条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5 年以下の懲役又は 5 百万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項各号又は第二項各号に掲げる者 ※評議員、理事又は監事等

二 (略)

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3 年以下の懲役又は 3 百万円以下の罰金に処する。

(参考) 刑法(明治 40 年法律第 45 号)

第 253 条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10 年以下の懲役に処する。

收受し、又はその要求若しくは約束をすることは罰則の対象となる（同利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も同様に罰則の対象となる）。例えば、社会福祉法人の評議員や理事が、同法人の理事や理事長の選任に関し、法令等が定める理事等の選任手続に違背する行為によって理事等を選任してほしい旨の依頼を受けるなどして、これらの依頼の対価として金銭を得ることは、その職務に関し、不正の請託を受けて財産上の利益を収受したとして上記罰則の対象となり得る行為であり、当該評議員や理事については刑事責任を問われる可能性がある。

なお、業務上自己の占有する他人（法人）の物を横領した場合、刑法に基づく業務上横領となる。

- ②については、所轄庁に対して指導監査及び届出された計算書類の確認時にチェックすべきポイントを提示するとともに、現場での確認や、事前確認で疑義が生じた場合には監査の専門家である公認会計士を監査に活用することを引き続き推奨すべき。

＜チェックすべきポイントイメージ＞

- 例年発生していない、多額（例：1 支払 100 万円以上）の支出に着目すること。支出の根拠資料があるか、矛盾がないか確認すること。
- 多額の借入金収入に着目すること。借入目的に沿った支出があり、支出の根拠資料があるか、矛盾がないか確認すること。

付録

付録 1 調査 2-1 所轄庁アンケート調査

社会福祉法人の事業譲渡等の在り方に関する調査研究事業		社会福祉法人における合併・事業譲渡等、理事長交代に関する実態調査（所轄庁向け調査票）	
【ご回答の際の留意点】 ■ 単一回答の設問では、最初は「回答」になっています。リストの選択肢から回答を選んで表示させてください。 ■ 複数回答の設問では、あてはまるものに○を表示させてください。 ■ 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。 ※数値を回答する際は、特に断りがない限り、令和4年度の実績値をご回答ください			
貴庁の概要についてお伺いします。			
Q1	貴庁の区分をお答えください。		
	1 都道府県 2 指定都市 3 中核市		
Q1-1	貴庁名をお答えください。		
	回答		
Q2	ご回答者のご所属等をご記入ください。		
	貴庁名 担当部署 担当者氏名 連絡先メールアドレス 連絡先電話番号		
	※Q2につきましては、内容について、問い合わせをさせていただくことを目的に活用させていただきます。 ※報告書等の公開される情報に特定の所轄庁名やご担当者様の情報が公開されることはございません。		
社会福祉法人の合併・事業譲渡等に関する実態についてお伺いします。			
Q3	貴庁が令和元年度から令和4年度までに認可した【合併】についてお伺いします。		
Q3-1	合併について貴庁が認可した案件はありますか。		
	1 ある 2 ない		
	※「2.ない」を選択した場合は、Q4にお進みください。		
Q3-2	Q3-1で「1.ある」と回答した所轄庁の皆様にお伺いします。合併を認可した法人数は何件ありますか。		
	※例えば、2法人が合併して、新しい1法人となった場合は、「1件」とご回答ください。		
	令和4年度 令和3年度 令和2年度 令和元年度		
Q3-3	Q3-2で回答した「合併を認可した法人」に関する①認可年度 ②合併の種類 ③実施事業 ④目的 ⑤原因として考えられる事柄をお答えください。		
	以下をクリックし、認可した法人すべてについてお答えください ※ご回答の際は、法人名の記入は不要ですが、後日、事務局より内容についてお伺いすることがございますので、どの対象法人について回答しているのかを本調査票とは別に記録して保管していただくと幸いです。 ※別途、合併したいつかの法人へのヒアリング調査を実施したいと考えており、場合により所轄庁の皆様、対象法人をご紹介いただくことを相談させていただく場合がございます。		
Q3-3に進む			
【お願い】 Q4、Q5では、事業譲渡等のための実態と近年の動向を把握することを目的とした設問になります。 特にコロナ禍の前後での事業譲渡等の動向を明らかにし、その影響について把握したいと考えております。 事業譲渡等の状況を把握するためには、「所轄する社会福祉法人より提出されている認可又は届出の書類」をご確認いただく必要があり、ご負担をおかけしてしまい誠に申し訳ございませんが、ご協力いただけますと幸いです。 なお、Q4-1-1とQ4-1-2は令和4年度の実態について、所轄する全ての対象法人を対象としてご回答いただき、事業譲渡等のために認可した又は届出を受けた法人の詳細をご回答いただきます。Q4-2-1とQ4-2-2については、所轄する法人数が100以上の場合は、調査対象法人を無作為抽出した上で、詳細をご回答いただき、令和3年度～令和元年度の動向を把握したいと考えております。 Q5では、「所轄する法人より提出されている計算書類の注記」をご確認いただいた上でご回答いただけますと幸いです。			

【Q3-3:認可した合併案件に関する情報】

Q4に進む

※回答がすべて終わりましたら左のボタンをクリックしてQ4にお進みください。

セルの色が赤（■）のときは、○の数が多いため、データを修正してください。

各合併案件における存続法人名を以下にご記入ください

	1	2	3	4	5	6	7
	法人1	法人2	法人3	法人4	法人5	法人6	法人7
【1.認可年度】							
各案件を貴庁が認可した年度をご記入ください。 和暦の数値部分を半角入力	令和元年度に認可した場合 ①令和元年→令和1年 ②和暦の数値部分のみを半角入力 令和1年→1 ※単位(令和〇年度)は自動で反映されるため入力不要です。						
【2.合併の種類】							
貴庁が認可した事業者の合併における立場を選択してください。 どちらか一方に○	1 吸収合併 2 新設合併						
【3.実施事業】							
貴庁が合併のために認可した合併後の法人の事業を選択してください。 当てはまるものをすべてに○	1 第一種社会福祉事業（高齢者福祉） 2 第一種社会福祉事業（障害者福祉） 3 第一種社会福祉事業（児童福祉） 4 第一種社会福祉事業（1-3以外） 5 第二種社会福祉事業（高齢者福祉） 6 第二種社会福祉事業（障害者福祉） 7 第二種社会福祉事業（児童福祉） 8 第二種社会福祉事業（5-7以外） 9 公益事業 10 収益事業						
【4.目的】							
案件ごとに合併した目的としても当てはまるものを全て選択してください。 当てはまるものをすべてに○ その他の場合は自由記述	1 人材確保、育成のため 2 後継者不足のため 3 財政状態の安定のため 4 施設の設置(再設置)に備えるため 5 事業の多角化(新たな事業への展開など)のため 6 事業の規模の拡大のため 7 法人の救済のため 8 利用者保護のため 9 事業を継承するため 10 地区・ニーズに対応するため 11 経営上の都合により、関係法人(いわゆるグループ法人)内で合併した 12 その他()						
【5.原因】							
各合併が発生した原因として考えられる事項全てを選択してください。 当てはまるもの全てに○ その他の場合は自由記述	1 経営者の高齢化、健康問題 2 コロナ禍による収入の減少 3 コロナ禍以外の要因による収入の減少 4 物価高騰による材料費などの費用の増加 5 人員費の増大することなどにより、安定的に人材を確保できないため 6 必要ない人数の人材を採用できないため						

[illegible]

Q4-2-1

令和3年度から令和元年度に事業譲渡等（譲渡又は譲受）のために認可した又は届出を受けた案件についてお伺いします。

以下のstepにもとづいてご回答ください。

STEP1 令和3年度末、令和2年度末、令和元年度末の貴庁が所轄している社会福祉法人の一覧表をご準備ください。

STEP2 一覧表の中から、右件数の社会福祉法人を無作為抽出（ランダムサンプリング）してください。

※所轄する社会福祉法人が100法人以下の場合、全ての社会福祉法人が対象になります。 Q1-1を回答すると数値が表示されます。

※無作為抽出（ランダムサンプリング）の方法は「無作為抽出の方法」シートをご参照ください。

STEP3 無作為抽出した社会福祉法人のうち、「事業譲渡等（譲渡又は譲受）」のために認可した又は届出した社会福祉法人は何件ありますか。年度ごとにご確認ください

※ご回答にあたり、所轄する社会福祉法人より提出されている認可又は届出の書類をご確認いただけますと幸いです。

社会福祉法人数

令和3年度

令和2年度

令和元年度

Q4-2-2

STEP4 STEP3でご回答いただいた「事業譲渡等（譲渡又は譲受）」のために認可した又は届出した社会福祉法人ごとに、

①認可又は届出年度 ②譲渡又は譲受の別 ③相手法人の種類 ④譲渡又は譲受した事業 ⑤目的 ⑥原因 ⑦事業譲渡等後の事業継続の把握 についてお答えください。

※ご回答の際は、法人名の記入は不要ですが、後日、内容について事務局より内容についてお伺いすることがございますので、どの対象法人について回答しているのかを本調査票とは別に記録して保管しておいていただけますと幸いです

※別途、事業譲渡等したいつかの法人へのヒアリング調査を実施したいと考えており、場合により所轄庁の皆様、対象法人をご紹介いただくことを相談させていただく場合がございます。

Q4-2-2に進む

【Q4-2-2:事業譲渡等(譲渡又は譲受)のために認可した又は届出を受けた案件に関する情報】

※色を指定してください。この色が指定されている場合は、この色が指定されているため、データを修正してください。

Q5に進む

※回答がすべて終わりましたら左のボタンをクリックしてQ5にお進みください。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

法人1

法人2

法人3

法人4

法人5

法人6

法人7

法人8

法人9

法人10

法人11

法人12

【1譲渡又は譲受の別】

令和元年度に認可した案件

各事業所を貴庁が事業譲渡等(譲渡又は譲受)のために認可した又は届出を受けた事業所を記入してください。令和1年～令和3年(令和3年度)は自動で反映されるため入力不要です。

【2譲渡又は譲受の別】

貴庁が事業譲渡等(譲渡又は譲受)のために認可した又は届出を受けた事業所の事業譲渡における立場を選択してください。

【3相手法人の種類】

貴庁が事業譲渡等(譲渡又は譲受)のために認可した又は届出を受けた事業所に係る相手法人の種類を選択してください。

【4譲渡又は譲受した事業】

貴庁が事業譲渡等(譲渡又は譲受)のために認可した又は届出を受けた事業所に係る譲渡又は譲受した事業を選択してください。

【5目的】

【2譲渡又は譲受の別】にて、「1譲渡」を選択した場合は「1譲渡した目的」から、「2譲受」を選択した場合は「2譲受した目的」から、

【6原因】

各事業譲渡等が発生した原因として考えられる事項を全て選択してください。

【7事業譲渡等後の事業継続の把握】

貴庁が認可した又は届出を受けた事業所の事業譲渡後の事業継続について把握しています。

令和4年度に認可した又は届出を受けた案件以外の事業譲渡等についてお伺いします。

Q5 貴庁が届出を受けた各法人の令和4年度の計算書類の事業譲渡等に関する注記（※）において、令和4年度に認可した又は届出を受けたと回答した案件以外の事業譲渡等についてお伺いします。

以下のstepにもとづいてご回答ください。

※社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等の運用上の取扱いについて（平成28年3月31日 厚生労働省社会援護局長等通知（最終改正：令和3年11月12日））別紙1「計算書類に対する注記（法人全体用）」

STEP1 令和4年度末の貴庁が所轄している社会福祉法人の一覧表をご準備ください。

STEP2 貴庁が届出を受けた各法人の令和4年度の計算書類の事業譲渡等に関する注記において、Q4-1-2で回答した案件以外の事業譲渡等が注記されていましたか。

注記されていた件数をお答えください。

※ご回答にあたり、所轄する社会福祉法人より提出されている計算書類をご確認いただけますと幸いです。

※ない場合は「0」を入力してください

社会福祉法人数

令和4年度

Q5-1 Q5で「1」件以上と回答した所轄庁の皆様にお伺いいたします。

貴庁は、認可した又は届出を受けた案件以外の事業譲渡等が法人において理事会承認及び評議員会承認を受けているかどうかを把握していますか。

回答

Q5-2 Q5で「1」件以上と回答した所轄庁の皆様にお伺いいたします。

貴庁は、認可した又は届出を受けた案件以外の事業譲渡等された事業が、事業譲渡等後に継続しているかを把握していますか。

回答

Q6 社会福祉法人の合併・事業譲渡等を適切に進めるために必要なこと、普段感じている課題等について自由にご記入ください

49

理事長交代に起因する指導の実態	
Q7	理事長交代に起因する指導の実態についてお伺いします。 ※回答した所轄庁が特定されない形で集計します。 ※Q7-2、Q7-3の回答については、報告書を作成する際に回答した所轄庁の旨様に記載内容を確認したうえで、報告書に掲載します。
Q7-1	令和元年度から令和4年度の間に法人外への資金流出又は特別の利益供与（以下「資金流出等」という。）があったとして行政指導・行政処分を行った事例はありますか。 1 あった 2 なかった
回答	
Q7-2	Q7-1で「1.あった」と回答した所轄庁にお伺いします。 そのうち、理事長が法人外（当該法人の理事、監事、評議員、職員でない）から新たに就任した年度又は次の年度に資金流出等した事例はありますか。 1 あった 2 なかった
回答	
Q7-3	Q7-2で「1.あった」と回答した所轄庁にお伺いします。 可能な範囲でどのような指導内容であったかを記入ください。
Q7-4	Q7-2で「1.あった」と回答した所轄庁にお伺いします 指導した事例の再発を防止するためにはどのような対策が必要かご記入ください。
調査は以上です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。	

無作為抽出の方法

操作手順

- ① 調査票Q4-2-1のstep2に表示される対象法人数をご確認ください。
- ② 令和元年度～令和3年度の3年度分の社会福祉法人一覧及びサイコロをご用意ください。
- ③ サイコロを振り、令和3年度社会福祉法人の一覧冒頭から数えて、出た目に相当する法人から開始し、3法人毎に、①の法人数分、抽出をお願いします。
- ④ 一番下まで達した際は冒頭にループし、残った法人から3法人毎に抽出ください。
- ⑤ 令和2年度及び令和元年度社会福祉法人についても②～④の操作を繰り返し、各年度①の事業者数分、抽出をお願いします。

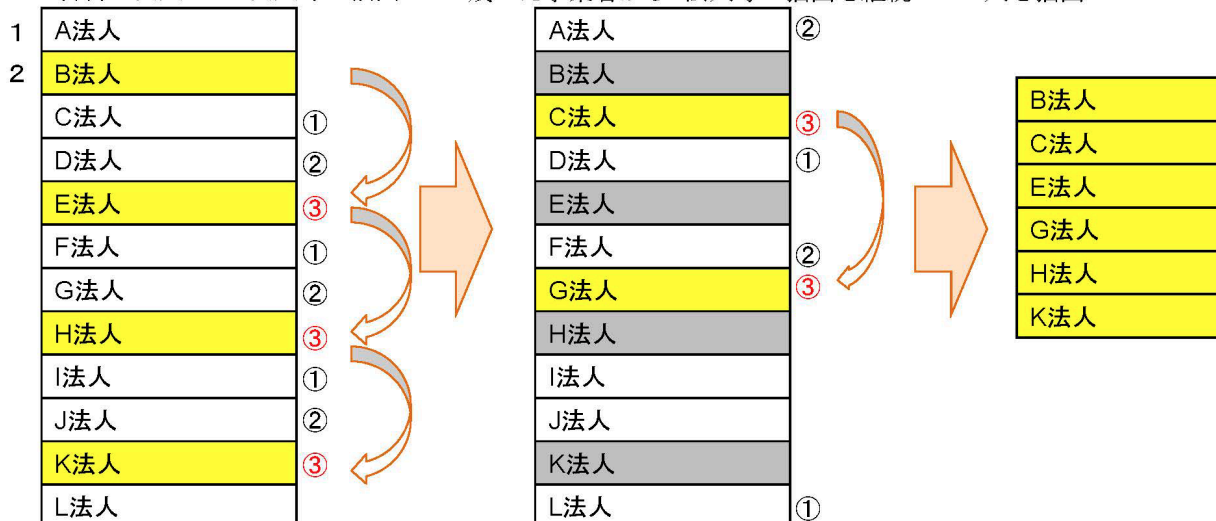
作業イメージ

※12法人から6法人抽出する場合

- ・サイコロの目は2
- ・2番目の法人から3法人毎に抽出

- ・最下段まで達したら、上段にループして残った事業者から3法人毎に抽出を継続

- ・結果、以下の6法人を抽出



付録2 調査3-1 社会福祉法人アンケート調査

社会福祉法人の事業譲渡等の在り方に関する調査研究事業 社会福祉法人における事業承継に関連する実態調査（法人向け調査票）			
【ご回答の際の留意点】 ■ 単一回答の設問では、最初は「回答」になっています。リストの選択肢から回答を選んで表示させてください。 ■ 複数回答の設問では、あてはまるものに○を表示させてください。 ■ 数値もしくは自由回答の欄です。セルに直接入力してください。自由回答には文字数の制限はありません。 ※数値を回答する際は、特に断りがない限り、令和4年度の実績値をご回答ください			
法人情報についてお伺いします。			
Q1-1	貴法人を所轄する自治体をお選びください。		
	都道府県	回答	
	市区町村	回答	
Q1-2	貴法人の種類をお選びください		
	社会福祉法人（社会福祉協議会以外）		
	社会福祉協議会	回答	
Q2	貴法人の設立認可からの経過期間をお答えください。		
	経過期間	回答	年
Q3	直近3年間のサービス活動収益とサービス活動増減差額率をお答えください。		
		令和2年度	令和3年度
	サービス活動収益（億円）	回答	回答
	サービス活動増減差額率（％）	回答	回答
※サービス活動収益及びサービス活動増減差額率は社会福祉法人会計基準第23条第4項に基づく第二号第一様式の法人単位事業活動計算書を参照してください。 ※サービス活動増減差額率の計算式は、サービス活動増減差額÷サービス活動収益×100となります。			
Q4	定款に定められた理事の人数、評議員の人数をお答えください。		
	理事の人数	人	
	評議員の人数	人	
※「6名以上10名以下」等のように規定している場合は、「6～10」とご記入ください			
貴法人の現在の理事長のご経歴についてお伺いします			
Q5	現在の理事長に選任された時点で、貴法人の理事に就任していた期間はどれくらいですか。（令和5年10月31日時点の期間をお答えください）		
	理事の就任と同時に理事長に就任した場合は0か月とお答えください。		
	就任期間	年	ヵ月
Q6	貴法人の理事に就任している期間に主に担当していた業務を教えてください。		
	理事の就任と同時に理事長に就任した場合は「6.特にない」を選択してください。		
	「5.その他」を選択した場合は緑の枠内に業務内容をご記入ください。		
複数回答			
	1 法人業務全般の業務執行を行う役割を担っていた		
	2 特定の事業の責任者（施設長、事務長等）としての役割を担っていた		
	3 定期的な理事会以外に、事業全般に関する意見や助言を行っていた		
	4 定期的に理事会に参画し、議事に対して意見や助言を行っていた		
	5 その他（ ）		
	6 特にない		
Q7	現在の理事長は貴法人以外の法人で理事・監事・評議員を兼務していますか。		
複数回答			
	1 理事・監事・評議員を兼務している法人はない		
	2 別の社会福祉法人の理事長を兼務している		
	3 別の社会福祉法人の理事・監事を兼務している		
	4 別の社会福祉法人の評議員を兼務している		
	5 別の非営利法人(特定非営利活動法人、一般社団法人等)の理事長(代表者)を兼務している		
	6 別の非営利法人(特定非営利活動法人、一般社団法人等)の理事・監事を兼務している		
	7 別の営利法人(株式会社等)の代表取締役を兼務している		
	8 別の営利法人(株式会社等)の取締役・監査役を兼務している		
Q8	現在の理事長の「社会福祉事業」の従事経験や「経営」に関するご経歴についてお伺いします。		
Q8-1	現在の理事長は、貴法人で、従業員（雇用契約による就労）として勤務した経験はありますか。		
	従事として勤務した経験がある場合、その期間をお答えください。（令和5年10月31日時点の期間をお答えください）		
	1 なし		
	2 あり	回答	
	社会福祉事業に従事した期間	年	ヵ月
Q8-2	現在の理事長は、貴法人以外の社会福祉事業を行う法人の従業員（雇用契約による就労）として勤務した経験はありますか。		
	従事として勤務した経験がある場合、その期間をお答えください。（令和5年10月31日時点の期間をお答えください）		
	1 なし		
	2 あり	回答	
	社会福祉事業に従事した期間	年	ヵ月

Q8-3	現在の理事長は、貴法人以外の社会福祉事業を行う法人の理事・監事・評議員として経営に携わった経験はありますか。経営に携わった経験のある場合、その期間をお答えください。（令和5年10月31日時点の期間をお答えください）		
	1 なし 2 あり	回答	
	経営に携わった期間	年	カ月
Q8-4	現在の理事長は、貴法人以外の社会福祉事業以外の事業のみを行う法人の理事・監事・評議員、取締役・監査役として経営に携わった経験はありますか。経営に携わった経験のある場合、その期間をお答えください。（令和5年10月31日時点の期間をお答えください）		
	1 なし 2 あり	回答	
	経営に携わった期間	年	カ月
貴法人の理事長交代についてお伺いします			
Q9	貴法人ではいつ理事長交代が行われましたか。 1 令和2年度 2 令和3年度 3 上記期間では理事長交代は行われていない 回答 ※「3.上記期間で理事長交代は行われていないを選んだ場合は、調査は終了です」		
Q10	現在の理事長はどのような理由で選ばれましたか。理事会にて選任された際の議事録等を参考にご回答ください。		
複数回答	1 人物・人格ともに優れた人物であったため 2 貴法人の社会福祉事業に関する知識や経験が豊富にあったため 3 社会福祉事業に関する熱意があったため 4 経営管理に関する知識や経験が豊富にあったため 5 その他（ ） 6 理事会の議事録等に選任理由が記載されていない		
Q11	現在の理事長は、どのような経緯で貴法人の理事長に就任することになりましたか。 1 これまで貴法人の理事・監事・評議員に就任しており、他の理事・監事・評議員が理事長に就任するよう打診した 2 これまで貴法人以外の社会福祉法人の理事・監事・評議員に就任しており、他の理事・監事・評議員が理事長に就任するよう打診した 3 これまで社会福祉法人以外の理事・監事・評議員、取締役・監査役に就任しており、他の理事・監事・評議員が理事長に就任するよう打診した 4 定期的に他の関連法人等から紹介を受けている 5 都道府県・市区町村から紹介された 6 4、5以外の仲介者の紹介を受けた 7 その他（ ） 8 わからない		
Q11-1	Q11で「2.これまで貴法人以外の理事・監事・評議員に就任しており、他の理事・監事・評議員が理事長に就任するよう打診した」または、「3.これまで社会福祉法人以外の理事・監事・評議員、取締役・監査役に就任しており、他の理事・監事・評議員が理事長に就任するよう打診した」を選んだ方にお伺いします。理事・監事・評議員が現在の理事長に打診しようと考えた理由は何ですか。 1 赤字経営など業況の不振が続いており、経営改革を実行する人物が必要であった 2 社会福祉法人経営を担いたいという人物がいて、その人に任せてもよいと考えたため 3 当時の理事の中に理事長を引き受けられる人物がいなかった 4 その他（ ）		
Q11-2	Q11で「6. 4、5以外で仲介者の紹介を受けた」を選んだ方にお伺いします。仲介者とはどのような人物・団体ですか。 1 貴法人の理事・監事・評議員の知人 2 金融機関 3 経営コンサルティング会社 4 社会福祉事業等の業界団体 5 経済団体（商工会議所など） 6 その他（ ）		
Q11-3	Q11で「6. 4、5以外で仲介者の紹介を受けた」を選んだ方にお伺いします。仲介者から現在の理事長を紹介してもらおうと考えた理由は何ですか。 1 赤字経営など業況の不振が続いており、経営改革を実行する人物が必要であった 2 仲介者から社会福祉法人経営を担いたいという人物がいるとの情報提供をもらった 3 当時の理事の中に理事長を引き受けられる人物がいなかった 4 その他（ ）		
Q12	前理事長と現在の理事長との間に、現在の理事長が理事長に就任するにあたっての、個人間の契約や取り決めについてお伺いします。		
Q12-1	前理事長と現在の理事長との間に、現在の理事長が理事長に就任するにあたっての個人間の契約や取り決めはありましたか。 1 あった 2 なかった 回答		
Q12-2	Q12-1で「1.あった」と回答された方にお伺いします。具体的にどのような契約や取り決めがあったかをご記入ください。		
調査は以上です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。			

厚生労働省 令和5年度社会福祉推進事業
社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業報告書

令和6年3月
PwC コンサルティング合同会社